

令和 6 年 4 月 2 6 日
品川区役所本庁舎議会棟 6 階
第 1 委 員 会 室

第 1 回品川区教育振興基本計画策定委員会 次第

1 開 会

2 教育長挨拶
品川区教育委員会教育長
伊 崎 み ゆ き

3 委 員 紹 介

4 委員長・副委員長の選出

5 議 事

(1) 審議の進め方・スケジュールについて

(2) 国・都・区における現況について

① 教育振興基本計画について

② 国・都の動向

③ 品川区における現況

(3) 品川区教育振興基本計画における施策体系案について

6 連 絡 事 項

第 2 回策定委員会開催予定：令和 6 年 6 月 1 4 日（金）9 時 3 0 分～
品川区役所第二庁舎 8 階 教育委員室

7 閉 会

資料一覧

【参考資料】

- 1 品川区教育振興基本計画策定委員会委員名簿
- 2 品川区教育振興基本計画策定委員会設置要綱

【配布資料】

資料1：品川区教育振興基本計画策定委員会における会議の公開及び傍聴について

資料2：品川区教育振興基本計画策定委員会における審議スケジュール（案）

資料3：教育振興基本計画策定に係る国・都・区の現況について

資料4：文部科学省 第4期教育振興基本計画 パンフレット

資料5：「東京都教育ビジョン（第5次）」の策定について

資料6：東京都教育ビジョン（第5次） ダイジェスト版

資料7：品川区教育大綱

資料8：品川区教育委員会の教育目標および基本方針

資料9：品川区の教育 品川教育ルネサンス-For The Next Generation-

資料10：品川区教育振興基本計画 施策体系（案）

品川区教育振興基本計画策定委員会 委員名簿

	役 職	選 出 区 分	職 名	氏 名
1	委員	学識経験者	筑波大学 教授	樋口 直宏
2	委員	学識経験者	明治学院大学 准教授	鞍馬 裕美
3	委員	関係団体に所属する者	品川区町会自治会連合会 会長	金子 正秀
4	委員	関係団体に所属する者	品川区青少年対策地区委員会連合会 会長	市川 信之助
5	委員	関係団体に所属する者	品川区青少年委員	松本 麻里奈
6	委員	子どもの保護者	品川区立小学校PTA連合会 会長	吉田 陽子
7	委員	子どもの保護者	品川区立中学校PTA連合会 会長	加藤 雅紀
8	委員	子どもの保護者	品川区立幼稚園PTA連合会 副会長	伊藤 やよい
9	委員	学校教育関係者	学校地域コーディネーター	外山 愛理
10	委員	学校教育関係者	品川区立旗台小学校 校区教育協働委員会 委員	江藤 大貴
11	委員	校長・園長	品川区立御殿山小学校 校長	宮崎 朋子
12	委員	校長・園長	品川区立富士見台中学校 校長	石黒 晋
13	委員	校長・園長	品川区立伊藤学園 校長	野口 大和
14	委員	校長・園長	品川区立八潮わかば幼稚園 園長	丸山 智子
15	委員	校長・園長	品川区立台場保育園 園長	薄木 博之
	事務局	行政職員（区長部局）	子ども未来部長	佐藤 憲宜
	事務局	行政職員（教育委員会）	教育委員会事務局教育次長	米田 博
	事務局	行政職員（教育委員会）	教育委員会事務局庶務課長	船木 秀樹
	事務局	行政職員（教育委員会）	教育委員会事務局学校施設担当課長	荒木 孝太
	事務局	行政職員（教育委員会）	教育委員会事務局学務課長	柏木 通
	事務局	行政職員（教育委員会）	教育委員会事務局指導課長	中谷 愛
	事務局	行政職員（教育委員会）	教育委員会事務局教育総合支援センター長	丸谷 大輔
	事務局	行政職員（教育委員会）	教育委員会事務局特別支援教育担当課長	唐澤 好彦
	事務局	行政職員（教育委員会）	教育委員会事務局品川図書館長	河内 崇
	事務局	行政職員（教育委員会）	教育委員会事務局指導課統括指導主事	齊藤 隆光
	事務局	行政職員（教育委員会）	教育委員会事務局 教育総合支援センター統括指導主事	升屋 友和

制定 令和6年1月10日 教育長決定 要綱第1号

（設置）

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づき品川区教育振興基本計画を策定するにあたり、必要な事項を検討するため、品川区教育振興基本計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項について検討し、教育委員会に報告する。

- （1）品川区教育振興基本計画の策定に関すること
- （2）その他品川区教育委員会が必要と認める事項

（組織）

第3条 策定委員会は、教育長が委嘱する以下に掲げる者をもって組織する。

- （1）学識経験者 2名
- （2）関係団体に所属する者 3名
- （3）子どもの保護者 3名
- （4）学校教育関係者 2名
- （5）校長・園長 5名

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、第2条の規定による報告のあった日までとする。

（委員長および副委員長）

第5条 策定委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 策定委員会に副委員長1名を置き、委員長が指名する委員をもってこれに充てる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 策定委員会は委員長が招集する。

- 2 策定委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

（意見の聴取）

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見もしくは説明を聴き、または委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

（部会）

第8条 委員会に、品川区教育振興基本計画の策定に係る専門的事項について調査・研究させるため、部会を置くことができる。

- 2 部会員は、委員のほか委員長が別に指名する者とする。

（庶務）

第9条 策定委員会の庶務は、教育委員会事務局庶務課において処理する。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める

付 則

この要綱は、令和6年4月1日より適用する。

品川区教育振興基本計画策定委員会における 会議の公開及び傍聴について

品川区教育振興基本計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）の会議の公開及び傍聴に関し、次のとおり必要な事項を定めるものとする。

1 会議の公開について

策定委員会の会議（以下「会議」という。）は、原則として公開とする。ただし、委員長は、公平かつ中立な審議に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、会議に諮って全部又は一部を非公開とすることができる。

2 委員名簿の公開について

- （1）委員名簿は公開するものとする。
- （2）委員名簿には、策定委員会における役職、選出区分、所属、氏名を記載するものとする。

3 会議資料の公開について

会議資料は、会議終了後、区ホームページで公開するものとする。

4 会議録の公開について

- （1）会議録は、原則として公開とする。ただし、会議録に品川区情報公開条例第7条の各号に規定する情報が含まれる場合は、当該箇所を非公開とすることができる。
- （2）会議録は、会議における議事の経過及び発言内容を記録し、事務局が作成後、区ホームページにおいて公開するものとする。

5 傍聴について

- （1）会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という）は、傍聴券の交付を受けなければならない。
- （2）次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。
 - ①棒、プラカード、旗、垂れ幕、凶器等他人に危害を加え、または迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
 - ②はち巻、腕章、たすき、ヘルメットの類を着用し、または携帯している者
 - ③ラジオ、拡声器、マイク、録音機、写真機の類を携帯している者。ただし委員長の許可を得た者を除く。
 - ④酒気を帯びていると認められる者
 - ⑤その他議事を妨害することを疑うに足る顕著な事情が認められる者
- （3）傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。
 - ①議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明すること。
 - ②談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てること。
 - ③帽子、外とう、えり巻の類を着用すること。ただし、病気等により委員長の許可を得た場合は、この限りでない。
 - ④飲食または喫煙すること。

⑤みだりに席を離れること。

⑥その他議場の秩序を乱し、または議事の妨害となるような行為をすること。

(4) 委員長は、必要と認めたときは、傍聴人の人数を制限することができる。

(5) 傍聴人は、傍聴席において撮影または録音等を行おうとするときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

(6) 委員長は、前項各号の事項を行う者があるときは、これを静止し、これに従わないときは、退場を命じることができる。

(7) 傍聴人は、傍聴禁止を宣告したときまたは前条により退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

品川区教育振興基本計画策定委員会における審議スケジュール（案）

日 程	会議概要・審議内容
令和 6 年 4 月	第 1 回策定委員会
	日 時：4 月 26 日（金） 9 時 30 分～ 場 所：区役所本庁舎議会棟 6 階 第一委員会室 内 容：・委員紹介 ・委員長・副委員長の選出 ・審議の進め方・スケジュールについて ・国・都・区における現況について ・施策体系案の提示
令和 6 年 6 月	第 2 回策定委員会
	日 時：6 月 14 日（金） 9 時 30 分～ 場 所：区役所第二庁舎 8 階 教育委員室 内容(案)：・骨子案の提示 ・子どもの意見照会(ワークショップ)実施案の提示
令和 6 年 8 月	第 3 回策定委員会
	日 時：未定 場 所：未定 内容(案)：・骨子への意見を踏まえた素案の提示 ・子どもの意見照会(ワークショップ)実施案の提示
令和 6 年 9 月 、 令和 6 年 10 月	◆子どもの意見聴取（ワークショップ） ◆パブリックコメント
令和 6 年 11 月	第 4 回策定委員会
	日時：未定 場所：未定 内容：・パブリックコメント等を踏まえた素案修正案の提示 ・子どもの意見聴取の結果について意見交換 ・パブリックコメントの結果について意見交換
令和 7 年 1 月	第 5 回策定委員会
	日時：未定 場所：未定 内容：・委員意見を踏まえた素案修正案を提示 ・素案の決定

教育振興基本計画の策定に係る国・都・区の現況について

1 教育振興基本計画

(1) 概要

- ・教育基本法平成 18 年改正における新設規定。
- ・教育基本法に示された理念の実現と、教育振施策の総合的・計画的な推進を図るため、同法第 17 条第 2 項に基づく努力義務として地方公共団体が策定する計画。
- ・同法第 17 条第 1 項は国に教育振興基本計画策定を義務付けるとともに、地方公共団体は努力義務としてこれを参酌し、地域における実情に応じた教育振興基本計画を策定することとされている。

(2) 根拠法令

教育基本法第 17 条第 2 項（平成 18 年法律第 120 号）

教育基本 抜粋
第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

2 国・都の動向

	内閣府【教育振興基本計画】	東京都【東京都教育ビジョン】
策定年度	令和 5 年度策定（第 4 期）	令和 6 年度策定（第 5 次）
計画期間	令和 5 年度から令和 9 年度まで	令和 6 年度から令和 10 年度まで
ページ数	全 78 ページ	全 84 ページ（うち資料 10 ページ）
内 容	学校教育のほか各領域を包括	学校教育に関する内容のみ
備 考	第 1 期：平成 20 年度～平成 24 年度 第 2 期：平成 25 年度～平成 29 年度 第 3 期：平成 30 年度～令和 4 年度	第 1 次：平成 16 年策定 第 2 次：平成 20 年度～平成 24 年度 第 3 次：平成 25 年度～平成 29 年度 第 3 次改訂：平成 28 年度～平成 30 年度 第 4 次：平成 31 年度～令和 5 年度 ※第 2 次から教育振興基本計画に位置づけ

3 特別区の動向

(1) 策定状況

- ・策定済 20 区（教育大綱を教育振興基本計画に位置づける場合等含む）
- ・未策定 3 区（品川区・文京区・江戸川区）

4 品川区の動向

(1) 品川区教育大綱

- ・法に基づき自治体の長が策定する教育・学術・文化振興に係る総合的な施策大綱
- ・区長部局と教育委員会が相互に連携・協力し、効果的に施策推進を図ることを目的として策定

(2) 教育目標・基本方針

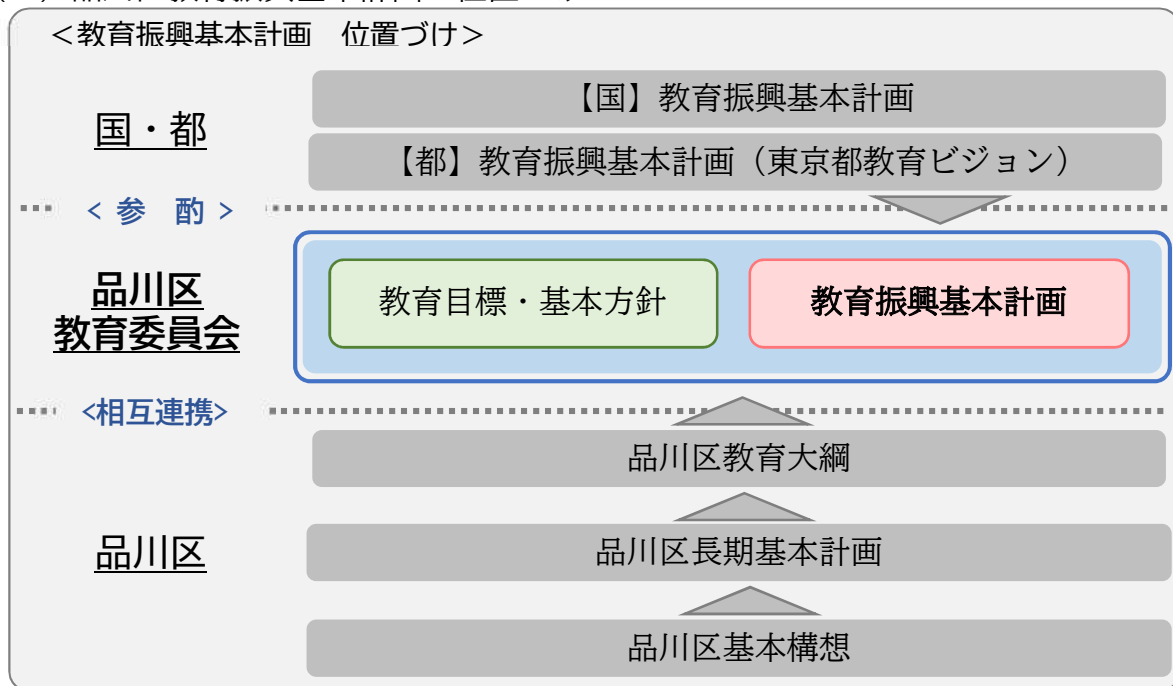
- ・品川区教育委員会が施策を通じて目指す社会像と、その実現のための目標・方針

(3) 「品川教育ルネサンス -For The Next Generation-」

- ・従前の教育改革「プラン 21」で培った成果を生かしながら、次代を担う子どもたちの育成に向けて新たな品川教育を推進する取り組み

5 品川区教育振興基本計画の策定

(1) 品川区教育振興基本計画の位置づけ



(2) 策定年月日および計画期間

- ・令和7年3月 決定
- ・令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とする。

(3) 計画の対象範囲

- ・学校教育、幼児教育、家庭教育および文化財・図書館に関すること

(4) 策定方法

- ①策定委員会を設置し区民・地域とともに検討する。
 - ②パブリックコメントを実施し区民の声を取り入れる。
 - ③子どもへの意見聴取を実施し子どもの声を取り入れる。
- 【手法】区立学校に通う児童・生徒を対象としたワークショップの開催

持続可能な
社会の創り手の
育成

第4期

令和5年度～令和9年度

教育振興 基本計画

令和5年6月16日 閣議決定

日本社会に根差した
ウェルビーイングの
向上

めまぐるしく変化する社会で、一人一人が社会の担い手となること
そして社会全体のウェルビーイングの向上を目指し、
様々な関係者との対話を重ね、教育の羅針盤となる計画を作りました。

“教育振興基本計画”とは？

- 平成18年に全面改正された教育基本法に基づき、政府が策定する教育に関する総合計画です。
- 今後5年間の国の教育政策全体の方向性や目標、施策などを定めています。

教育基本法（平成18年法律第120号）（抄）

（教育振興基本計画）

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

- 平成20年7月に初めての教育振興基本計画を策定し、以降、5年おきに第2期・第3期計画を策定。
- 地方公共団体において教育振興基本計画や教育大綱を策定する際には、国の教育振興基本計画を参酌することとされています。

教育の不易と流行、羅針盤

教育の不易と流行

- 教育基本法の理念、目的、目標、機会均等の実現を目指すことは、これからの時代においても変わることのない、教育の「不易」。
- 「不易」としての普遍的な使命を実現するためにも、社会や時代の「流行」を取り入れることが必要。

将来の予測が困難な時代の教育の羅針盤

- 2040年以降の社会を展望したとき、教育こそが、社会をけん引する駆動力の中核を担う営み。計画は、将来の予測が困難な時代において、進むべき方向を指し示す教育の羅針盤となるもの。

社会の現状と変化

将来の予測が
困難な、
VUCA※の
時代



少子化、
人口減少、
高齢化



地球規模
課題



低い労働生産性、
学ばない社会人



国や社会に
対する
意識の低下



等

※ 「Volatility:変動性」、「Uncertainty:不確実性」、「Complexity:複雑性」、「Ambiguity:曖昧性」の4つの単語の頭文字をとった造語

ポイント解説動画はこちらからチェック！



2つのコンセプト

持続可能な社会の 創り手の育成

- 将来の予測が困難な時代に、未来に向けて自らが社会の創り手となり、持続可能な社会を維持・発展させていく人材を育てる
- 主体性、リーダーシップ、創造力、課題設定・解決能力、論理的思考力、表現力、チームワークなどを備えた人材の育成

日本社会に根差した ウェルビーイングの向上

- 多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなるよう、教育を通じてウェルビーイングを向上
- 幸福感、学校や地域でのつながり、協働性、利他性、多様性への理解、社会貢献意識、自己肯定感、自己実現等を調和的・一体的に育む

ウェルビーイングとは

- 身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。
- 多様な個人がそれぞれ幸せや生きがいを感じるとともに、個人を取り巻く場や地域、社会が幸せや豊かさを感じられる良い状態にあることも含む包括的な概念。

日本社会に根差した
ウェルビーイングの向上



日本発・日本社会に根差したウェルビーイングの向上

日本社会に根差した
ウェルビーイングの向上

日本の社会・文化的背景を踏まえ、我が国においては、自己肯定感や自己実現などの獲得的な要素と、人とのつながりや利他性、社会貢献意識などの協調的な要素を調和的・一体的に育み、日本社会に根差した「調和と協調」に基づくウェルビーイングを教育を通じて向上させていくことが求められます。

個人が獲得・達成する
能力や状態に基づく
ウェルビーイング
(獲得的要素)

- ・自己肯定感
- ・自己実現 など

人とのつながり・関係性に
基づくウェルビーイング
(協調的要素)

- ・利他性
- ・協働性
- ・社会貢献意識 など

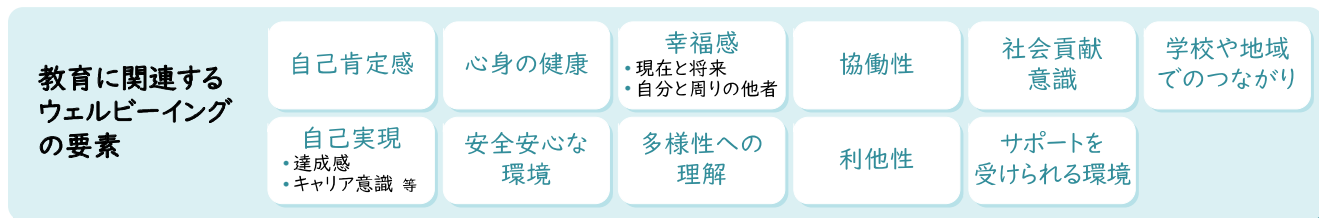
両者を調和ある形で一体的に
向上させていくことが重要



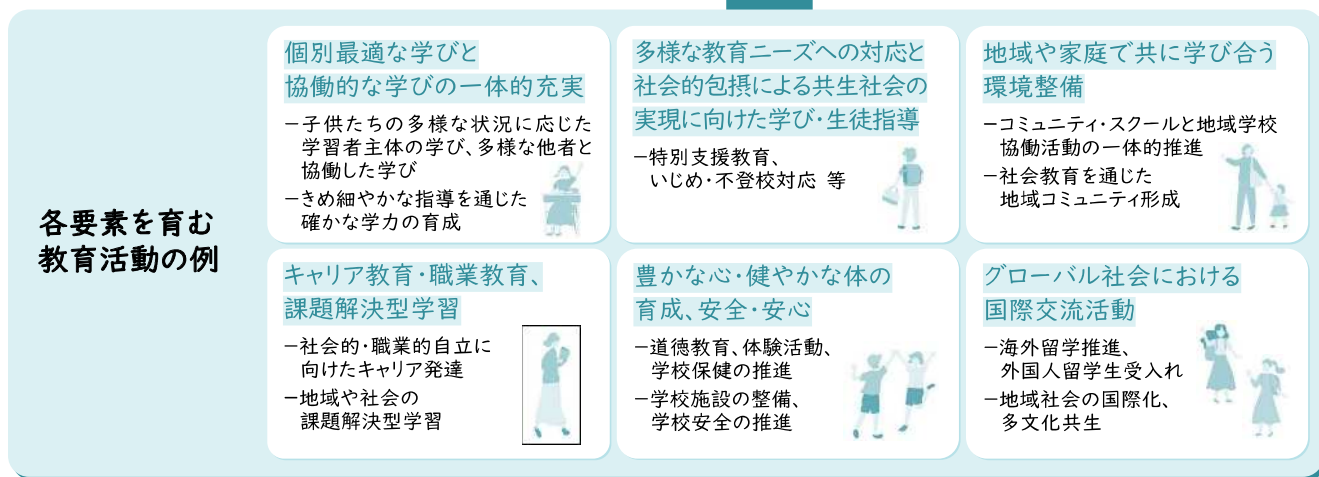
教育とウェルビーイング

日本社会に根差した
ウェルビーイングの向上

- 不登校やいじめ、貧困など、コロナ禍や社会構造の変化を背景として子供たちの抱える困難が多様化・複雑化する中で、一人一人のウェルビーイングの確保が必要
- 子供・若者に、つながりや達成などからもたらされる自己肯定感を基盤として、主体性や創造力を育み、持続可能な社会の創り手の育成を図る必要
- 地域における学びを通じて人々のつながりやかかわりを作り出し、共感的・協調的な関係性に基づく地域コミュニティの基盤を形成



教育活動全体を通じたウェルビーイングの向上

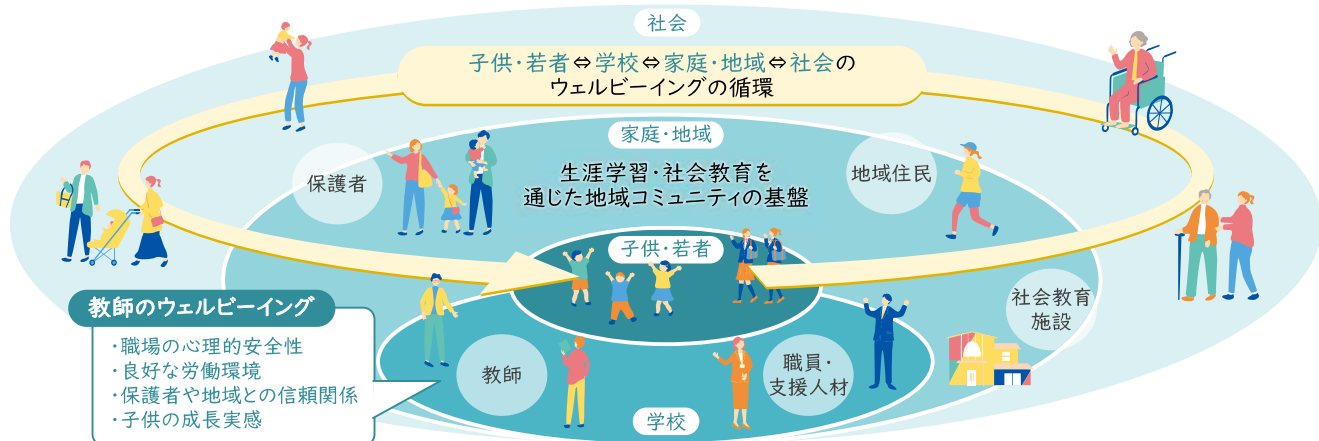


主観的認識のエビデンス把握

教師のウェルビーイング、 学校・地域・社会のウェルビーイング

日本社会に根差した
ウェルビーイングの向上

子供たちのウェルビーイングを高めるためには教師をはじめとする学校全体のウェルビーイングが重要。また、子供たち一人一人のウェルビーイングが、家庭や地域、社会に広がっていき、その広がりが多様な個人を支え、将来にわたって世代を超えて循環していくという姿の実現が求められます。



ウェルビーイング解説動画はこちらからチェック!



5つの基本的な方針



16の目標と基本施策、指標

基本施策、指標については主なものを記載しています。

目標 1 確かな学力の育成、幅広い知識と教養・専門的能力・職業実践力の育成

Icons: Globe, Heart, Family, Monitor, Head.

基本施策

- ・ 個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実
- ・ キャリア教育・職業教育の充実
- ・ 学修者本位の教育の推進

指標

- ・ 「勉強は好き」と思う児童生徒の割合の増加
- ・ 大学と企業等と連携して実施する、企業の課題解決や製品開発等を題材とした授業科目の開設（PBLの実施）を行う大学の割合の増加【新規】

目標 2 豊かな心の育成

Icons: Globe, Heart, Family, Monitor, Head.

基本施策

- ・ いじめ等への対応、人権教育の推進
- ・ 体験活動・交流活動の充実

指標

- ・ 自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合の増加
- ・ 普段の生活の中で、幸せな気持ちになることがある児童生徒の割合の増加【新規】
- ・ 友達関係に満足している児童生徒の割合の増加【新規】

目標 3 健やかな体の育成、スポーツを通じた豊かな心身の育成

Icons: Globe, Heart, Family, Monitor, Head.

基本施策

- ・ 学校保健、学校給食・食育の充実
- ・ 生活習慣の確立、学校体育の充実・高度化

指標

- ・ 毎日、同じくらいの時刻に寝ている、毎日、同じくらいの時刻に起きている児童生徒の割合の増加
- ・ 1週間の総運動時間（体育授業を除く。）が60分未満の児童生徒の割合の減少【新規】

目標 4 グローバル社会における人材育成

Icons: Globe, Heart, Family, Monitor, Head.

基本施策

- ・ 日本人学生・生徒の海外留学の推進
- ・ 外国語教育の充実
- ・ 高等学校・高等専門学校・大学等の国際化

指標

- ・ 英語力について、中学校卒業段階でCEFRのA1レベル相当以上、高等学校卒業段階でCEFRのA2レベル相当以上を達成した中高生の割合の増加
- ・ 日本の高等教育機関及び日本語教育機関への外国人留学生数38万人を目指していくとともに、卒業後の国内就職先（国内進学者を除く）6割を目指す【新規】

イノベーションを担う人材育成



基本施策

- 探究・STEAM教育の充実
- 理工系分野をはじめとした人材育成及び女性の活躍推進
- 起業家教育（アントレプレナーシップ教育）の推進

指標

- 自然科学（理系）分野を専攻する学生の割合の増加【新規】
- 全国の大学等における起業家教育（アントレプレナーシップ教育）の受講者数の増加【新規】

主体的に社会の形成に参画する態度の育成・規範意識の醸成



基本施策

- 子供の意見表明
- 主権者教育の推進

指標

- 地域や社会をよりよくするために何かしてみたいと思う児童生徒の割合の増加【新規】
- 学級生活をよりよくするために学級会（学級活動）で話し合い、互いの意見のよさを生かして解決方法を決めていると答える児童生徒の割合の増加

多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂



基本施策

- 特別支援教育の推進
- 不登校児童生徒への支援の推進
- 海外で学ぶ日本人・日本で学ぶ外国人等への教育の推進

指標

- 小・中・高等学校等において過級による指導を受けている児童生徒数の増加
- 学校内外で専門機関等の相談・指導等を受けていない不登校児童生徒数の割合の減少
- 公立学校における日本語指導が必要な児童生徒のうち、日本語指導等特別な指導を受けている者の割合の増加【新規】

生涯学び、活躍できる環境整備



基本施策

- 大学等と産業界の連携等によるリカレント教育の充実
- 働きながら学べる環境整備
- リカレント教育の成果の適切な評価・活用

指標

- この1年くらいの間に生涯学習をしたことがある者の割合の増加
- この1年くらいの間の学習を通じて得た成果を仕事や就職の上で生かしている、又は生かせると回答した者の割合の増加【新規】

学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上



基本施策

- コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進
- 家庭教育支援の充実
- 部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境の一体的な整備

指標

- コミュニティ・スクールを導入している公立学校数の増加【新規】
- 地域学校協働活動本部がカバーしている公立学校数の増加【新規】
- 子供をめぐる課題に応じた目標を設定し、その目標を達成した自治体の割合の増加【新規】

地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進



基本施策

- 社会教育施設の機能強化
- 社会教育人材の養成・活躍機会拡充
- 地域課題の解決に向けた関係施設・施策との連携

指標

- これまでの学習を通じて身に付けた知識・技能や経験を①家庭・日常生活に生かしている者の割合の向上、②地域や社会での活動に生かしている者の割合の向上
- 社会教育士の称号付与数の増加、公民館等における社会教育主事有資格者数の増加【新規】

11 教育DXの推進・デジタル人材の育成



基本施策

- ・ 1人1台端末の活用
- ・ 校務DXの推進
- ・ 児童生徒の情報活用能力の育成
- ・ デジタル人材育成の推進（高等教育）

指標

- ・ 児童生徒一人一人の特性や理解度・進捗に合わせて課題に取り組む場面でのICT機器の活用頻度の増加【新規】
- ・ ICTを活用した校務の効率化の優良事例を十分に取り入れている学校の割合の増加【新規】
- ・ 数理・データサイエンス・AI教育プログラム（応用基礎レベル）の認定プログラムにおける1学年当たりの受講対象学生数の増加【新規】

12 指導体制・ICT環境の整備、教育研究基盤の強化



基本施策

- ・ 学校における働き方改革、処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的推進
- ・ ICT環境の充実
- ・ 教師の養成・採用・研修の一体的改革
- ・ 教育研究の質向上に向けた基盤の確立

指標

- ・ 教師の在校等時間の短縮【新規】
- ・ 1人1台端末環境を円滑に運営するための十分なサポート体制が構築されている自治体の割合の増加【新規】
- ・ 大学間連携に取り組む大学数の増加

13 経済的状況、地理的条件によらない質の高い学びの確保



基本施策

- ・ 教育費負担の軽減に向けた経済的支援
- ・ へき地や過疎地域等における学びの支援

指標

- ・ 全世帯と生活保護世帯の子供の高等学校等進学率の差の改善
- ・ 1年間の経済的理由による高等学校の中退者数の減少
- ・ 全学生数等に占める1年間の経済的理由による、大学等の中退者数の割合の減少
- ・ 高等学校における学びの質向上のための遠隔授業（教科・科目充実型）によって行われる実施科目数の増加【新規】

14 NPO・企業・地域団体等との連携・協働



基本施策

- ・ NPOとの連携
- ・ 関係省庁との連携
- ・ 企業等との連携

指標

- ・ 学校に対する地域や保護者の理解が深まったと認識している学校の割合の増加【新規】
- ・ 職場見学（小学校）・職業体験（中学校）・就業体験活動（高等学校）の実施の割合の増加【新規】

15 安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、児童生徒等の安全確保



基本施策

- ・ 学校施設の整備
- ・ 学校安全の推進
- ・ 私立学校の教育研究基盤の整備

指標

- ・ 老朽化が著しい公立小中学校施設の老朽化対策の実施率の向上【新規】
- ・ 教育研究活動に著しく支障がある国立大学法人等施設（ライフラインを含む）の老朽化対策の実施率の向上
- ・ 私立学校の耐震化の推進（早期の耐震化完了）
- ・ 学校管理下における障害や重度の負傷を伴う事故等の発生件数の減少

16 各ステークホルダーとの対話を通じた計画策定・フォローアップ



基本施策

- ・ 各ステークホルダー（子供を含む）からの意見聴取・対話

指標

- ・ 国・地方公共団体の教育振興基本計画策定における各ステークホルダー（子供を含む）の意見の聴取・反映の状況の改善【新規】



今後の教育政策の遂行に当たっての評価・投資等の在り方

● 教育政策の持続的改善のための評価・指標の在り方

- ・教育政策のPDCAサイクルの推進
- ・客観的な根拠を重視した政策推進の基盤形成

● 教育投資の在り方

- ・「未来への投資」としての教育投資の意義
- ・教育費負担軽減の着実な実施及び更なる推進
- ・各教育段階における教育の質の向上に向けた環境整備
- ・国民の理解醸成及び寄附等の促進



策定および計画実行に当たっての留意事項

策定に向けたプロセス

- 構造的、立体的な計画づくり
- 教育段階の横断性、連続性
⇒ 幼児教育、初等中等教育、高等教育、生涯学習・社会教育に共通する課題を捉える視点
- 子供・若者を含む、様々な関係者との対話
⇒ 一体となって教育を振興する共通意識の醸成

計画実行プロセス

- 政策の評価、分析、見直し
⇒ 定量調査・定性調査等を総合的に判断し多角的な分析の実施。また、政策や指標については柔軟に見直しを行うことが重要。
- 計画のフォローアップに際し引き続きの対話の実施
⇒ 実効性のあるPDCAサイクルの確立、当事者の参加促進、計画の実効性確保

本リーフレットを手にとってくださった方へ

- 中面には、第4期教育振興基本計画の「基本的な方針」「目標」「基本施策」「指標」が一覧できるようになっています。
- 各地方公共団体における教育の振興のための施策に関する計画の策定や見直しに、ぜひ活用してください。
- また、学校その他の教育機関においても活用いただけますので、各所での教育政策の遂行の参考としてください。
- 本リーフレットが、教育に携わるすべての人にとって、日本の教育の大きな方向性を示す「羅針盤」になりましたら幸いです。

教育振興基本計画本文は
こちらから御覧いただけます。
ポイント解説動画も掲載しています。
ぜひアクセスください！

講演依頼も
こちらまで！

担当 文部科学省総合教育政策局政策課

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2



1 「東京都教育ビジョン」の位置付け

- 「東京都教育ビジョン（第5次）」は、国が定めた「第4期教育振興基本計画」を参酌し、**東京都教育委員会が定める施策展開の基本的な方針**（計画期間：令和6年度～令和10年度）
- 東京都知事が定めた「**東京都教育施策大綱（令和3年3月）**」と**基本的な方針を共有し、より実行力のある施策展開へ**

今後5年間の施策展開の方向性を示した、全ての教育関係者の「羅針盤」

2 策定の背景

- 人口減少による労働力不足、日本の国際競争力の低下が懸念、国際社会の中で**未来を切り拓く「人」の育成が急務**
- 外国人人口や障害者雇用数等が増加傾向、多様な人々が社会に参加・貢献できるような**共生社会の実現が不可欠**
- 教育の質を向上させるためには、**D Xの推進や、優れた教員の確保が一層重要**

3 「未来の東京」に生きる子供の姿、東京の目指す教育

学校、家庭、地域、区市町村、
関係機関等が連携して、

「誰一人取り残さず、すべての
子供が将来への希望を持って
自ら伸び、育つ教育」を推進
することにより、

「未来の東京に生きる子供の姿」
を実現

※ 東京都教育施策大綱
（令和3年3月）と同一



4 第5次ビジョンの特徴

○3本の柱を設定

- * 自ら未来を切り拓く力の育成
- * 誰一人取り残さないきめ細かな教育の充実
- * 子供たちの学びを支える教職員・学校の力の強化

○12の「基本的な方針」を設定

特に、教育のインクルージョンの推進、困難を抱える子供へのサポートの充実等の内容を強化

○読みたくなる、使いたくなるビジョン

図やグラフ等を用いて、教育関係者はもとより、子供にとっても分かりやすいものに

5 「東京都教育ビジョン（第5次）」の体系

柱	基本的な方針	5か年の施策展開の方向性
1 自ら未来を切り拓く力の育成	1 全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育	①これからの社会を生きるために必要な基礎的、基本的な知識・技能の確実な習得 ②「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進
	2 Society5.0時代を切り拓くイノベーション人材を育成する教育	③デジタルトランスフォーメーション（DX）時代を生き抜く人材の育成 ④新たな価値の創造に向けた専門的能力・職業実践力の育成 ⑤科学的に探究する力を伸ばす理数教育の推進
	3 グローバルに活躍する人材を育成する教育	⑥異なる言語や文化、価値を乗り越え関係を構築する力、新しい価値を創造する力の育成 ⑦豊かな国際感覚を身に付け、世界をけん引していくことができる人材の育成 ⑧我が国の伝統・文化等に立脚した広い視野や多様な人々と協働する力の育成
	4 主体的に社会の形成に参画する態度を育む教育	⑨自分の希望する将来への道がつながっていることを実感できる学びの実現 ⑩SDGsの理念等を踏まえた持続可能な社会づくりに貢献できる人材の育成
	5 豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育	⑪人権尊重の理念を定着させ、あらゆる偏見や差別をなくす教育の充実 ⑫他者への思いやりなど、豊かな心を一人ひとりの子供たちに育む教育の推進 ⑬いじめ防止等の対策や自殺対策に資する教育等、健全育成に係る取組の推進
	6 健やかな体を育て、健康で安全に生活する力を育む教育	⑭生涯を通じて、たくましく生きるために必要な体力を育む教育の推進 ⑮健康で充実した生活を送るための力を育む教育の推進 ⑯危険を予測し回避する能力や、社会の安全に貢献できる資質・能力を育む教育の推進
2 残された一人ひとりの教育の充実	7 教育のインクルージョンの推進	⑰障害のある児童・生徒の能力を最大限に伸ばす教育の充実 ⑱柔軟な仕組みによる多様な学びの場を創出し、子供たちが尊重し合いながら学ぶ環境の整備
	8 子供たちの心身の健やかな成長に向けたきめ細かいサポートの充実	⑲様々な困難を抱える児童・生徒への支援の充実 ⑳社会的な自立を支援する学びのセーフティネットの充実
	9 家庭、社会と学校とが連携・協働する教育活動の推進	㉑学校と家庭、地域・社会が一体となり、子供を見守り、育てる教育活動の推進 ㉒地域・社会の教育資源を活用し、子供を支え伸ばす教育活動の推進
3 子供たちの学びを支える教員・学校の力の強化	10 これからの教育を担う優れた教員の確保・育成	㉓新たな学びを担う優れた教員の養成・確保 ㉔教員一人ひとりのキャリアに応じた資質・能力の向上 ㉕教育者としての高い見識をもち、広い視野で学校経営ができる管理職の育成
	11 学校における働き方改革等の推進	㉖教員が心身ともに健康に、やりがいを感じながら、職務に取り組める環境の整備 ㉗教員一人ひとりの健康保持の実現 ㉘公益財団法人東京都教育支援機構（TEPRO）との連携による学校支援の充実
	12 質の高い教育を支える環境の整備	㉙質の高い学校教育を支える環境、施設・設備等の整備 ㉚幅広い年代の都民の学習機会の充実

6 普及・啓発に向けて

- 教育関係者以外の方にとっても分かりやすく、学校や自治体等の教育関係者も短時間で要点をつかむことができるように、ダイジェスト版「よくわかる！教育ビジョン」を作成し、教育施策連絡協議会等、様々な場を捉えて周知するなど、活用を促進

よくわかる！教育ビジョン

ダイジェスト版

東京都教育振興基本計画

東京都教育ビジョン (第5次)

令和6年3月

東京都教育委員会

OUR VISION



クリック

↑ 東京都教育ビジョン（第5次）本編

1 「東京都教育ビジョン」の位置付け

- 東京都教育委員会が定める**施策展開の基本的な方針**（計画期間：令和6年度～令和10年度）
- 都知事が定めた「東京都教育施策大綱（令和3年3月）」と基本的な方針を共有

2 策定の背景

- 国際社会の中で未来を切り拓く「人」の育成が急務
- 多様な人々が社会に参加・貢献できるような**共生社会の実現が不可欠**
- DXの推進や、優れた教員の確保が一層重要

5年間の施策展開の方向性を示した、**全ての教育関係者の「羅針盤」**

3 「未来の東京」に生きる子供の姿、東京の目指す教育

- 学校、家庭、地域、区市町村、関係機関等が連携して、「東京の目指す教育」を推進
→ 「未来の東京に生きる子供の姿」を実現

4 第5次ビジョンの特徴

- ✓ **3本の柱**を設定
- ✓ **12の「基本的な方針」**を設定
- ✓ 読みたくなる、使いたくなるビジョン



【柱1】自ら未来を切り拓く力の育成

- ・みんなに合わせると、早すぎて暇になったり、反対に遅いと焦ってしまうから、**自分のペースで進めたい。**

子供の声

強化のPOINT

- ① **子供一人ひとりの学習の進度や興味・関心の度合い、発達の段階等に応じた学びを実現**します。

【方針1】全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育 → 本編P.19～

- ② **一人1台端末活用の日常化**に向けた取組を一層推進します。

【方針2】Society5.0時代を切り拓くイノベーション人材を育成する教育 → 本編P.23～

- ③ **「使える英語力」を駆使**し、国内外の課題を解決していく力を伸ばすための取組を強化します。

【方針3】グローバルに活躍する人材を育成する教育 → 本編P.28～

- ④ **一人ひとりの社会的・職業的自立に向けた資質・能力の育成、キャリア教育の充実**を図ります。

【方針4】主体的に社会の形成に参画する態度を育む教育 → 本編P.33～

- ⑤ **他者を思いやり、自他の生命を尊重する教育**を一層推進します。

【方針5】豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育 → 本編P.36～

- ⑥ **学校における健康教育・食育、食物アレルギーの事故予防と緊急時に適切に対応できる体制づくりを推進**します。

【方針6】健やかな体を育て、健康で安全に生活する力を育む教育 → 本編P.41～

子供たちの声を施策に反映していきます。



- ・英語が苦手なので、**外国の方と交流できる機会がもっと増えると嬉しい。**

- ・何のために学ぶのかを示してほしい。ただ受験のためだと、勉強を続けるのが苦しくなる。

基本的な方針

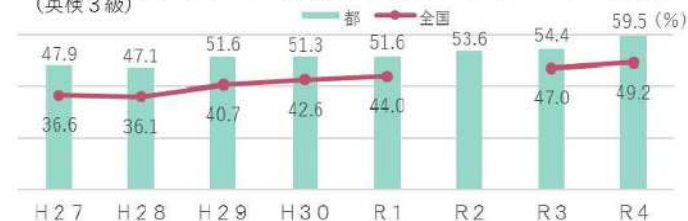
3

Pick UP! 英語を活用する機会の充実

詳細 → 本編P.28、29

* Common European Framework of Reference for Languages
英語等の語学の熟達度を理解するための国際的な基準

CEFR* A1相当以上の英語力を有する中学生の割合 (英検3級)



CEFR* A2相当以上の英語力を有する高校生の割合 (英検準2級)



中学生、高校生の英語力は、着実に向上

文部科学省「英語教育実施状況調査」、東京都「英語教育改善プラン」を基に作成

✓ 体験型英語学習施設

「TOKYO GLOBAL GATEWAY」で

海外に行かなくても**英語漬け**の環境を創出



クリック

【柱2】誰一人取り残さないきめ細かな教育の充実

子供たちの声を施策に反映していきます。



- ・色々な先生や違うクラス、学年、学校の人と交流できる機会がもっとほしい。



子供の声

- ・みんなが安心して毎日登校できるような学校であってほしい。

- ・相談したら、話を聞くだけでなく、解決に向けてサポートしてくれる仕組みがあるとよい。



- ・学校だけでは限界があるから、地域などの力を借りた方がよい。

強化のPOINT

- ⑦ **共生社会の実現に向け、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場を一層充実**します。

【方針7】教育のインクルージョンの推進

→ 本編P.46～

- ⑧ **学校とのつながりが全くない子供をなくし、一人ひとりの状況に応じた支援を強化**します。

【方針8】子供たちの心身の健やかな成長に向けたきめ細かいサポートの充実 → 本編P.49～

- ⑨ **子供が安心して過ごせる環境づくりや場の創出**を推進します。

【方針9】家庭・地域・社会と学校とが連携・協働する教育活動の推進

→ 本編P.54～

基本的な方針

8

Pick UP!

詳細 → 本編P.49、50

不登校児童・生徒への支援の充実

学校等と全く関わりをもていない子供が約800人存在



東京都教育庁「令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」を基に作成

- ✓ チャレンジクラス(不登校対応校内分教室)を設置
- ✓ 校内の別室に支援員を配置
- ✓ 不登校対応巡回教員を配置



【柱3】子供たちの学びを支える教職員・学校の力の強化

子供たちの声を施策に反映していきます。



・先生はいつも忙しそうにしている、職員室に質問をしに行くのは悪い気がしているので、先生に対してもっと質問しやすい環境にしてほしい。

・ICT機器をみんなと一緒に使うと、近くにいなくても、保存先を見れば、みんなの考えや勉強の仕方を知ることができるからいい。

子供の声



強化のPOINT

⑩ 教員志望者に対して、東京都の**教職の魅力とリアル**を伝えるPRを充実します。

【方針10】 これからの教育を担う優れた教員の確保・育成

→ 本編P.58～

⑪ 「学校における働き方改革の推進に向けた実行プログラム」に基づき、**働き方改革を一層推進**します。

【方針11】 学校における働き方改革等の推進

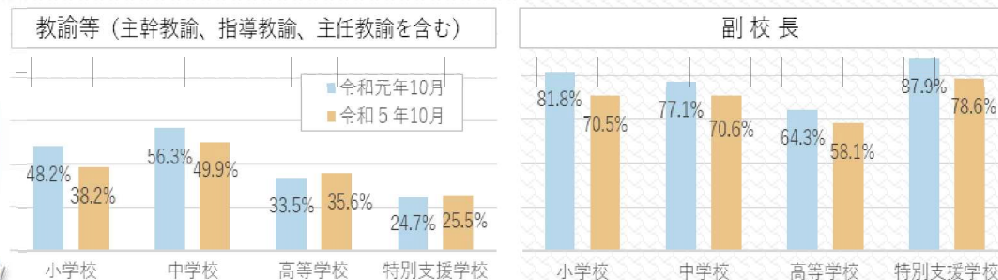
→ 本編P.63～

⑫ 学校の**日常的なICT活用を支える環境を着実に整備**します。学びの変化や校務効率化を考慮したICT環境を検討します。

【方針12】 質の高い教育を支える環境の整備

→ 本編P.71～

時間外勤務が、月45時間（国・都の基準）を超える教員の割合



時間外勤務状況は改善傾向にあるものの、依然、長時間勤務の教員が多い状況

カードシステム等で把握した10月の在校等時間の比較 ※校外における時間外勤務を含む（一部の地区除く）

基本的な方針

11

Pick UP!

詳細 → 本編P.64

「学校における働き方改革の推進に向けた実行プログラム」の着実な実行

I 学校・教員が担うべき業務の精査

II 役割分担の見直しと外部人材の活用

→ 外部人材の配置拡充、部活動改革の推進、TEPRO・民間事業者等との連携

III 負担軽減・業務の効率化

→ 人員体制の強化、指導業務の改善、事務の見直し・縮減、校務の改善、DXの推進

IV 働く環境の改善

→ 処遇改善の検討、教員が働きやすい職場づくり、教員の成長を支える仕組みづくり

V 意識改革・風土改革

→ 教職員の意識改革、各学校等の自律的な取組の促進、保護者・地域との認識の共有

✓ 5つの柱に基づき、集中的に（R8年度まで）施策を展開

✓ 成果指標・目標値を新たに設定し、毎年度、達成状況を把握・公表し、効果検証



クリック



品川区教育大綱

品川区

2021年2月
令和3年2月

この冊子には音声コード「Uni-Voice」が印刷されています。
専用アプリ等で読み取ると、音声で内容が確認できます。



品川区教育大綱の 改訂にあたって

品川区では、2016（平成28）年4月に、区の教育の目標や施策の根本的な方針となる「品川区教育大綱」を策定し、基本理念を「共に はぐくみ つなぐ 教育都市しながわ」と決めました。

大綱の理念を実現するため、「就学前教育の充実」、「学校教育の充実」、「青少年教育の充実」、「生涯学習・スポーツの充実」、「文化・芸術の振興」の5つの方針について具体的な取り組みを進めてきました。

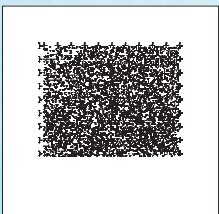
この度、2020（令和2）年4月に区における最上位の行政計画である品川区長期基本計画が新たに策定されたことを受け、品川区教育大綱を改訂しました。

基本理念や大綱の構成は継承しつつ、社会経済状況の変化を踏まえるとともに、未来を見据えた内容としています。

改訂にあたっては、教育委員会との「総合教育会議」においても貴重なご意見をいただきました。今後もこの改訂した新たな大綱をもとに、教育を取り巻く環境の変化に対応しながら、区長部局と教育委員会が連携し、より充実した教育の取り組みを進めてまいりますので、引き続き区民の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

令和3年2月

品川区長 濱野 健



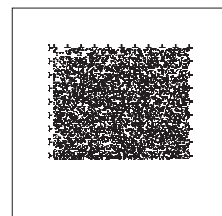
目次

1	大綱の改訂にあたって	3
	1-1 改訂の趣旨	
	1-2 大綱の位置づけ	

2	品川区の現況と課題	5
	2-1 品川区におけるこれまでの教育の取り組み	
	2-2 品川区の教育を取り巻く状況の変化	

3	基本理念と方針	7
	基本理念	
	「共に はぐくみ つなぐ 教育都市しながわ」	
	方針	
	1 就学前教育の充実	
	2 学校教育の充実	
	3 青少年教育の充実	
	4 生涯学習・スポーツの充実	
	5 文化・芸術の振興	

4	大綱のさらなる実現に向けて	14
---	---------------	----



1

大綱の改訂にあたって

1-1 改訂の趣旨

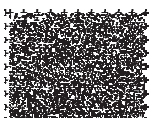
教育制度改革の一環として、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が2015（平成27）年4月より施行されたことを受け、地方公共団体の長は、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術および文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとなり、総合教育会議（※1）において協議を行い2016（平成28）年4月に「品川区教育大綱」を策定しました。

この度、区の最上位の行政計画である「品川区長期基本計画」が2020（令和2）年4月に策定されたことを受け同計画と整合を図るとともに、「品川区教育大綱」策定以降における社会経済状況等の変化を踏まえた内容とするため改訂を行いました。

1-2 大綱の位置づけ

「品川区教育大綱」は、区の教育の目標や施策の根本的な方針を定めるもので、「品川区長期基本計画」と連動し、2020（令和2）年度から2029（令和11）年度の10年間を計画期間の目安とし、必要に応じて見直しを行います。

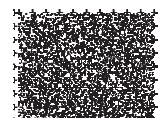
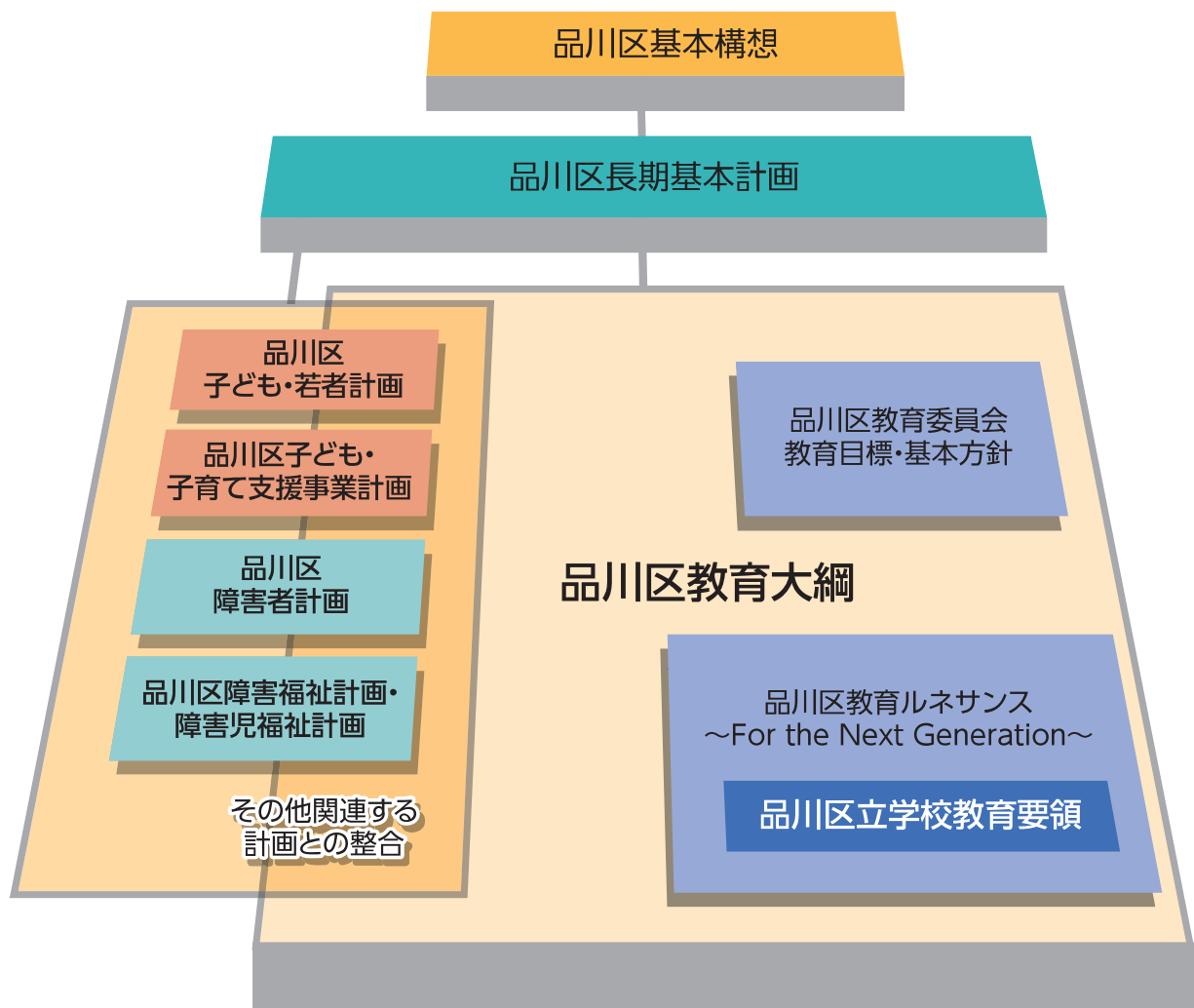
大綱は「品川区基本構想」および「品川区長期基本計画」を踏まえ、他の各種計画と整合を図るとともに区長部局と教育委員会が相互に連携・協力することで、より効果的に施策を推進することを目的としています。



※1 総合教育会議

区長と教育委員会が教育の課題等について、協議・調整を行うことにより、相互の連携をさらに強化し、より一層の民意を反映した教育行政の推進を図ることを目的に設置する会議。

品川区教育大綱の位置づけ



2 品川区の現況と課題

2-1 品川区におけるこれまでの教育の取り組み

区では、品川区教育大綱に掲げる基本理念「共に はぐくみ つなぐ 教育都市しながわ」に基づき、質の高い教育環境の整備を進めるとともに、家庭・学校・地域などが共に支え合い、共に成長していく社会に向けたさまざまな取り組みを進めてまいりました。

就学前の教育においては、保育園および幼稚園の相互の特色を活かした保育・教育を継続的かつ一体的に行うことにより、乳幼児の健全な育成を図るとともに、小学校・義務教育学校（前期課程）への滑らかな接続をめざし、「保幼小ジョイント期カリキュラム」（※2）に基づく、保幼小における指導内容・方法の関連性・系統性をより一層意識した質の高い保育・教育活動を進めてきました。また、「しながわネウボラネットワーク」（※3）を充実し、妊娠・出産・育児の切れ目のない子育て支援に取り組んできました。

学校教育においては、時代を生き抜く児童・生徒の確かな学力と豊かな人間性を育成するために、「品川教育ルネサンス」（※4）の取り組みをとおして、自主性・自律性が高く、持続可能な学校の教育体制の構築を進めてきました。

2015（平成27）年の学校教育法の一部改正にともない、2016（平成28）年4月に施設一体型小中一貫校6校を義務教育学校として位置づけ、小学校、中学校、義務教育学校の三校種体制により学校教育を推進しています。

また、地域とともにある学校づくりを推進するため2016（平成28）年度から品川コミュニティ・スクールを順次拡大し、2018（平成30）年度からは全校で実施しています。

学校選択制（※5）については、2018（平成30）年3月に学事制度審議会から学校選択制等のあり方等について答申を受け、新たな制度の構築・運用に取り組んできました。

また、急速に進展する情報社会に対応するため、すべての学校にプロジェクタ等の配備やタブレット端末の導入を行うなど、ICT環境の整備を進めてきました。さらにハード整備については、安全で安心な教育環境を確保するため、計画的に改築や改修工事を行ってきました。

青少年教育においては、青少年が社会の一員として、自分らしく生き生きと躍動し、心豊かな大人へと成長していく姿を念頭に、彼らが主体的に地域社会の中でさまざまな体験や交流を積み重ねることができるよう環境整備に取り組んできました。特に、品川区は地域主体の活動が活発であり、青少年委員会事業や地区委員会事業など体験型重視の施策を数多く実施しており、地域の多様な世代のつながりを大切にしています。

一方、社会との関わりに困難を有する青少年に対しては、教育、福祉、保健・医療、雇用など、さまざまな関係機関が連携し、青少年一人ひとりの置かれた状況に配慮しながら、きめ細かい支援を行うための環境整備に取り組んできました。

※2 保幼小ジョイント期カリキュラム

「保育園・幼稚園5歳児の10月から1年生の1学期」をジョイント期とし、幼児期の教育と学校教育を滑らかに接続するために「ジョイント期」において育てたい力を「生活する力」「かかわる力」「学ぶ力」の3観点・10項目からまとめている。

※3 しながわネウボラネットワーク

子どもを安心して健やかに産み育てるための、妊娠・出産・育児の切れ目のない支援を行う品川区の取り組み。妊娠から就学前まで、各関係機関が連携しながら、相談やサポートを行う。ネウボラとは、フィンランド語で「アドバイスする場所」の意味。

※4 品川教育ルネサンス

次代を担う子どもたちのために、これまでの教育改革で培った成果を活かしながら、制度の見直しや施策の再構築を図り、新たな「品川教育」を創生すること。

※5 学校選択制

品川区立学校では、通学区の児童・生徒を受け入れた後に、受入可能児童・生徒数に余裕がある場合に、通学区外の児童・生徒を受け入れている。小学校・義務教育学校（前期課程）は通学区が隣接する学校から、中学校・義務教育学校（後期課程）は区内全域の学校から選択し希望申請することが可能である。



2-2 品川区の教育を取り巻く状況の変化

品川区では、人口が1998（平成10）年以降増加に転じ、2019（令和元）年には40万人を突破しました。2018（平成30）年に行った将来人口推計では、2044（令和26）年まで増加を続け約44.8万人でピークを迎える見込みです。年少人口（0～14歳）も同様に増加を続け2036（令和18）年にピークを迎える見込みとなっています。

ICT（情報通信技術）（※6）、AI（人工知能）（※7）、IoT（モノのインターネット）（※8）、ロボット、ビッグデータなどの技術開発が急速に進展しており、教育分野においてもこれらの技術の活用が期待されています。国からはGIGAスクール構想が打ち出され、2020（令和2）年度中に児童・生徒に1人1台の端末を配備することと、それを効果的に活用することが求められています。

また、2015（平成27）年9月の国連サミットにおいて、SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）（※9）が採択されました。2030（令和12）年为目标に、教育分野においても「誰一人取り残さない」社会の実現をめざした取り組みを行う必要があります。

一方で2020（令和2）年から世界的に流行している新型コロナウイルス感染症は、わが国にも甚大な影響を与えており、本大綱改訂時点においても今後社会経済に与える影響は未知数です。教育分野においても、在宅における教育機会の確保が求められるなど、学校教育を取り巻く環境が大きく変容しています。

区内の外国人に目を向けると、これまで定住化・永住化傾向が続いていましたが、今後は不透明な状況です。しかし、国として外国人材の積極的な受入れを行っていく方針のもと、区としても多文化共生（※10）に向けた取り組みを推進する必要があります。

このように変化が著しく、先が見通せない状況にあっても、より充実した教育の取り組みを的確かつ着実に進めていく必要があります。

※6 ICT（情報通信技術）

情報通信技術（Information and Communication Technology）の略称。情報処理および情報通信に関連する諸分野における技術・産業・設備・サービス等の総称。

※7 AI（人工知能）

人工知能（Artificial Intelligence）の略称。人間の脳が行っている知的な作業を、コンピュータで模倣したソフトウェアやシステム。具体的には、人間の使う自然言語を理解したり、論理的な推論を行ったり、経験から学習したりするコンピュータプログラム等のことをいう。

※8 IoT（モノのインターネット）

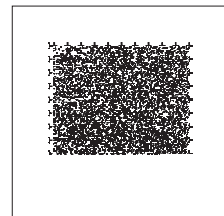
モノのインターネット（Internet of Things）の略称。コンピュータなどの情報・通信機器だけでなく、世の中に存在するさまざまな物体（モノ）に通信機能を持たせ、インターネットに接続したり相互に通信することにより、自動認識や自動制御、遠隔計測などを行うこと。

※9 SDGs（持続可能な開発目標）

持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）の略称。2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2030年までに持続可能でより良い世界をめざす国際的に共通の達成目標。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っている。日本でも「SDGsアクションプラン2020」として行動計画を作成し、国を挙げて取り組んでいる。

※10 多文化共生

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員としてともに生きていくこと。



3 基本理念と方針

基本理念

共に はぐくみ つなぐ 教育都市しながわ

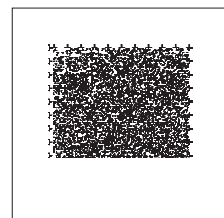
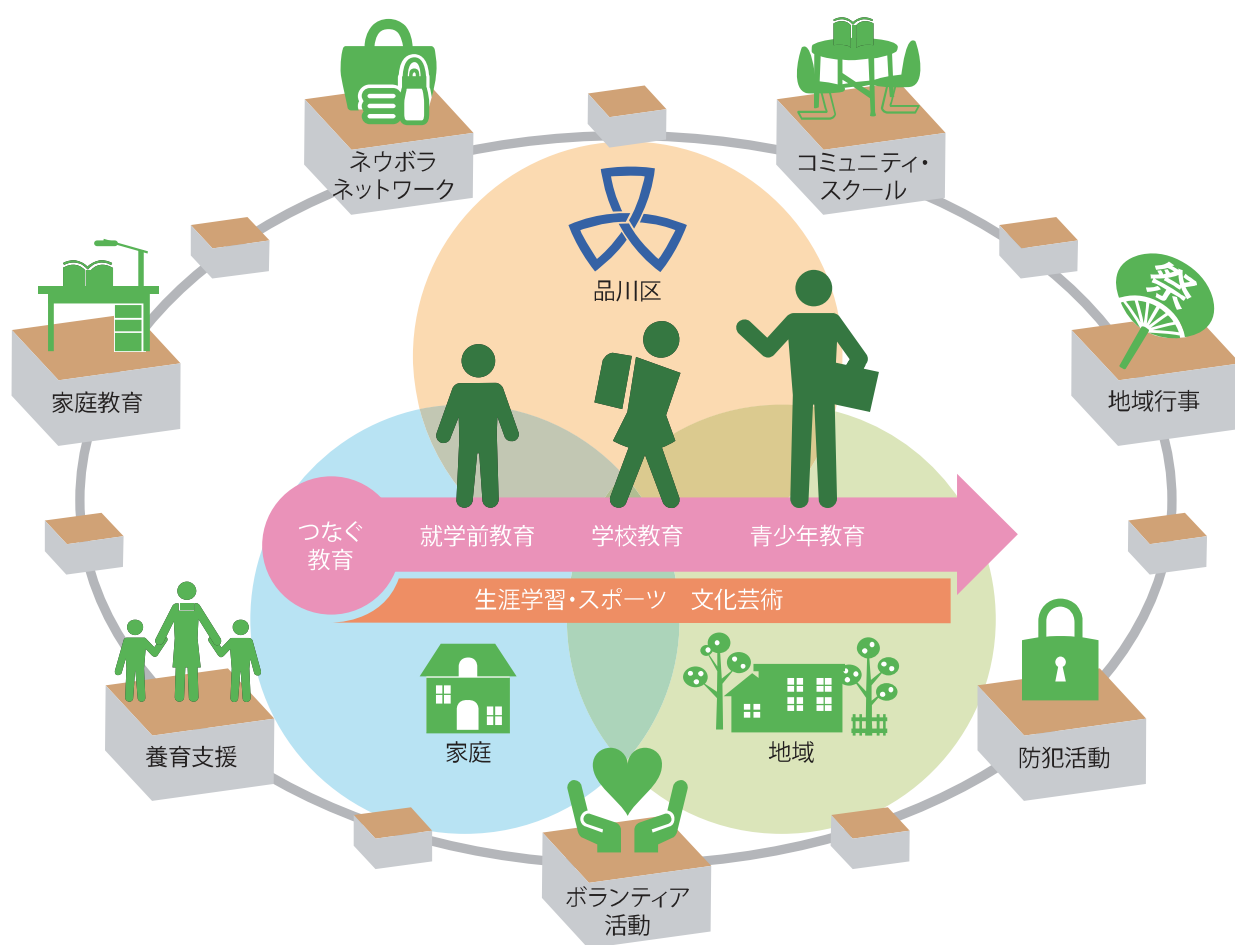
品川区は、「共に はぐくみ つなぐ 教育都市しながわ」を基本理念としています。この基本理念は時代が変化しても変わらない普遍的なものです。

基本理念に基づき、生涯にわたる人格形成の基礎を培う乳幼児期の支援から、学校教育を経て卒業後の青少年時期にわたる、成長に応じた多様な教育の場をつなぐことで、質の高い教育環境を整備するとともに、家庭・学校・地域などが共に支え合い、共に成長していく社会をめざします。

そして、一人ひとりの生き抜く力をはぐくむとともに、その力を活かす場をつくることで、未来につながる活力ある教育都市しながわをめざしていきます。



基本理念の概念図



3 基本理念と方針

方針

1 就学前教育の充実

- これから親となる子ども、青年層への働きかけによる子育てへの意識づくりをはじめ、親と子がともに学び、育つ環境を整備するとともに、すべての妊婦と子育て家庭への「妊娠・出産・育児」の切れ目のない支援のしくみである「しながわネウボラネットワーク」の各種事業を推進し、各成長段階で必要な情報の提供や不安の軽減に努めます。
- 子育て力のある地域社会をつくるため、地域における多世代、多様な主体との協働を推進します。さらに、養育支援が必要な児童や保護者のために、関係機関との連携強化に努めます。
- 早期からの発達相談や療育を充実させ、地域で安心して過ごすことができるよう、関係機関や庁内組織間の連携を強化し、児童の発達段階に応じた支援体制の整備を進めるとともに、保護者支援のさらなる充実を図ります。
- 社会情勢に応じた多様な保育サービスの展開や園児の受け入れ体制の確保とともに、保護者が子育てで孤立化しないよう、子育て家庭全体を支援します。また、子育て家庭の経済的負担の軽減や就学前の子どもに対する質の高い乳幼児の教育環境の充実を図ります。
- 幼児が小学校および義務教育学校等にスムーズに入学できるよう、乳幼児教育の推進を図るとともに、保育園や幼稚園、学校との連携強化を推進します。



親育ちワークショップ



保幼小連携研究学校（園）



2 学校教育の充実

- 学校教育において、児童・生徒一人ひとりが多様性や人権尊重の理念に関する理解を深め、その重要性を認識するための学習機会の充実に努めるとともに、「いじめ防止対策推進条例」に基づき、いじめの防止ならびに早期発見・対応のための体制づくりに努めます。また、不登校については、児童・生徒が社会的に自立することをめざし、学校と関係機関との効果的な連携を支援します。
- 小学校、中学校、義務教育学校における一貫教育を推進し、基礎学力、思考力、判断力、表現力などを身につけるとともに、区独自カリキュラム「市民科」の学習を通じて「生きる力」および「生き抜く力」を養うことのできる学校教育の充実に努めます。
- グローバル社会に必須な資質・能力をはぐくむため、国際理解教育や英語教育の充実を図るとともに、心身ともに健康な生活を送るための体力の向上を図ります。
- 品川コミュニティ・スクール（※11）の自主性を高め、学校地域コーディネーターを中心に、地域の教育資源や地域人材など地域の教育力のさらなる活用を図り、児童・生徒の学びを充実させ、地域とともにある学校づくりを推進します。
- 特別支援教育（※12）については、特別支援学級をはじめ全区立学校に開設した特別支援教室（※13）において、児童・生徒の発達に応じた支援を継続的にを行います。また、在籍校と巡回指導員、専門家等が連携し相談体制を整備することで、個に合わせた合理的な配慮やより適切な支援に努めます。
- 良好な教育環境の確保のために、就学人口の動向を見据えつつ、老朽化した校舎の改築を計画的に進めます。また、すべての児童・生徒への端末配備など ICT 環境の整備や学校図書館の機能充実など、学びを支援する教育環境の整備を図ります。
- 教員の働き方改革については、教員の事務を支援するスクールサポートスタッフや部活動指導員の配置などを充実させることで、教員が児童・生徒と向き合う時間や授業準備等の時間を確保し、教育活動の質の向上を図ります。
- 子どもの健やかな発達を促すため、学校・行政・地域が連携し、教育の原点である家庭教育の支援を行うとともに、犯罪・災害・交通事故などから子どもの安全を確保する取り組みを推進します。
- 全児童放課後等対策事業として実施する「すまいるスクール」（※14）については、学校施設を活用した安全な居場所を提供し、学びと遊びをとおして子どもたちの成長をはぐくむとともに、国の新・放課後子ども総合プランを踏まえ、学校・家庭・地域や大学と連携し、児童の社会性や自立心を育てる施策の充実を図ります。

※11 品川コミュニティ・スクール

学校と地域が連携・協働して、子どもたちを育てていくしくみ。学校と地域住民が一体となって、継続性を保ちながら、教育活動の改善や児童・生徒の健全育成に取り組んでいる。

※12 特別支援教育

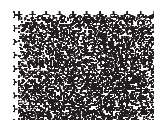
障害のある幼児・児童・生徒の自立や、社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導および必要な支援を行うもの。

※13 特別支援教室

通常の学級に在籍する知的障害のない発達障害または情緒障害の児童・生徒を対象として、個々の課題に応じた「自立活動」を担当する教員が各学校を巡回して指導することにより、これまで通級指導学級で行ってきた特別な指導を児童・生徒が在籍校で受けられるようにするもの。

※14 すまいるスクール

国の施策である「新・放課後子ども総合プラン」として「放課後児童クラブ」と「放課後子ども教室」を一体的に運営する、品川区の「全児童放課後等対策事業」のこと。



3 基本理念と方針

3 青少年教育の充実

- 青少年の主体的なボランティア活動等を支援することで、青少年の自己実現の場や、仲間づくり、居場所づくりの機会を創出していきます。また、活動を通じて、地域のさまざまな方との交流を促進します。
- 児童センターは、すべての青少年が利用できる地域の拠点施設としての位置づけのもと、遊びを中心とした異年齢の交流や体験活動の場として、今後も活動内容や施設の充実などに取り組んでいきます。
- 青少年の豊かな人間性を育成し、健やかな心と体をつくるため、地域と一体になって、ジュニア・リーダー教室（※15）や親子向けイベントなど体験型事業を推進し、地域における多様な活動の場の充実を図ります。
- 社会的自立に困難を有する青少年に対し、関係機関が連携し、それぞれの専門性を活かした支援を展開するとともに、青少年が安心して自分らしく過ごせる居場所づくりや相談できる拠点を整備します。
- SNS（※16）等情報通信ツールの適正な利用を推進するため、青少年健全育成指導者や家庭との連携体制の充実を図り、正しい知識の提供や啓発に努めます。
- 健康について青少年の関心を促し、喫煙・飲酒・薬物乱用および性感染症等を防ぐための正しい知識の普及啓発を図ります。



ティーンズプラザの活動



ジュニア・リーダー教室



※15 ジュニア・リーダー教室

小学生、中学生、高校生が学校や地域で活躍できるよう、キャンプやレクリエーション等の活動をとおり、知識や経験を身につける教室。

※16 SNS

ソーシャル・ネットワーキング・サービス (Social Networking Service) の略称。友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とする、コミュニティ型のサービス。

4 生涯学習・スポーツの充実

- 生涯にわたり、誰もが学習・スポーツにふれ、親しめるように、年齢や障害等の有無にかかわらず学びとスポーツが行えるしくみづくりを進めます。
- 文化センター・大学・史跡などを学び舎と捉え、区内大学・高専等と連携・協力しながら、生涯学習事業を体系化した「しながわ学びの杜」（※17）で「シルバー大学」など多彩なプログラムを提供していきます。
- 豊かで活力ある地域社会をつくるため、生涯学習関連の講座を受講された方々が地域貢献活動に取り組むなど、学習成果を地域に活かすしくみの構築を図ります。
- 東京 2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、区が応援する3競技（ホッケー、ビーチバレーボール、ブラインドサッカー）などのさまざまなスポーツを「する・みる・ささえる」ことにより、区民がスポーツに親しむ機会のさらなる充実を図ります。
- 区民の学習活動やサークル活動が多様化してきていることから、生涯学習・スポーツ施設の計画的改修等を行い、地域の活動拠点にふさわしい施設としての環境を整備、充実させていきます。また、「する」スポーツに加え、地域のにぎわいや産業活性化にもつながる「みる」スポーツの充実もめざし、施設の整備を進めます。
- 超長寿社会・高度情報化社会を迎え、さらに活発化する区民の学習および地域活動を支援するため、地域の情報拠点機能の充実や課題解決を支援する図書館サービスを推進するとともに、誰にでも開かれた身近な居場所としての図書館づくりに取り組みます。
- 「非核平和都市品川宣言」（※18）および「人権尊重都市品川宣言」（※19）の普及・啓発事業の推進により、平和・人権尊重の意識をはぐくむとともに、性別にかかわらず誰もがその能力と個性を発揮できる環境づくりを支援していきます。
- 現在の姉妹・友好都市交流に加え、地域での外国人との交流を深め、異文化への相互理解を図り、国際社会への架け橋となる人材の育成や、在住外国人のための日本語教育の機会や場所を提供します。

※17 しながわ学びの杜

区内の文化センター・大学・史跡などを学び舎として、あらゆる世代の区民を対象に多彩な生涯学習の講座を提供している。

※18 非核平和都市品川宣言

昭和60年3月26日、人類の恒久平和と核兵器廃絶の願いを全世界にアピールするとともに、その実現に寄与することを内外に表明するため、品川区が行った宣言。

※19 人権尊重都市品川宣言

「世界人権宣言」45周年にあたる平成5年に、この精神を引き継ぎ、人権を尊重する区政を推進し「ヒューマン品川」を実現することを誓い、宣言したものを。



3 基本理念と方針

5 文化・芸術の振興

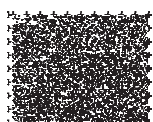
- 「品川区文化芸術・スポーツ振興ビジョン」に基づき、区内のさまざまな文化・芸術活動を支援します。また、就学前から学齢期を経て、生涯にわたり区民が文化・芸術を鑑賞し、活動に参加し、地域文化に親しむ機会の充実を図り、文化・芸術の継承・発展・創造を担う人材の発掘・育成を図ります。
- 伝統文化・伝統芸能に関する活動に対し、人材育成も含めて支援するとともに、多くの区民がこれらの伝統文化にふれあう機会を設け、継承・普及・発展を推進します。
- 広く区民に品川区の歴史を知ってもらい、品川への誇りと愛着をはぐくむため、学校教育を含めたさまざまな場面において、地域の歴史の継承と普及を図ります。あわせて、大森貝塚をはじめとする文化財の計画的な保存・公開・活用に取り組みます。



小学生の能体験



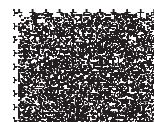
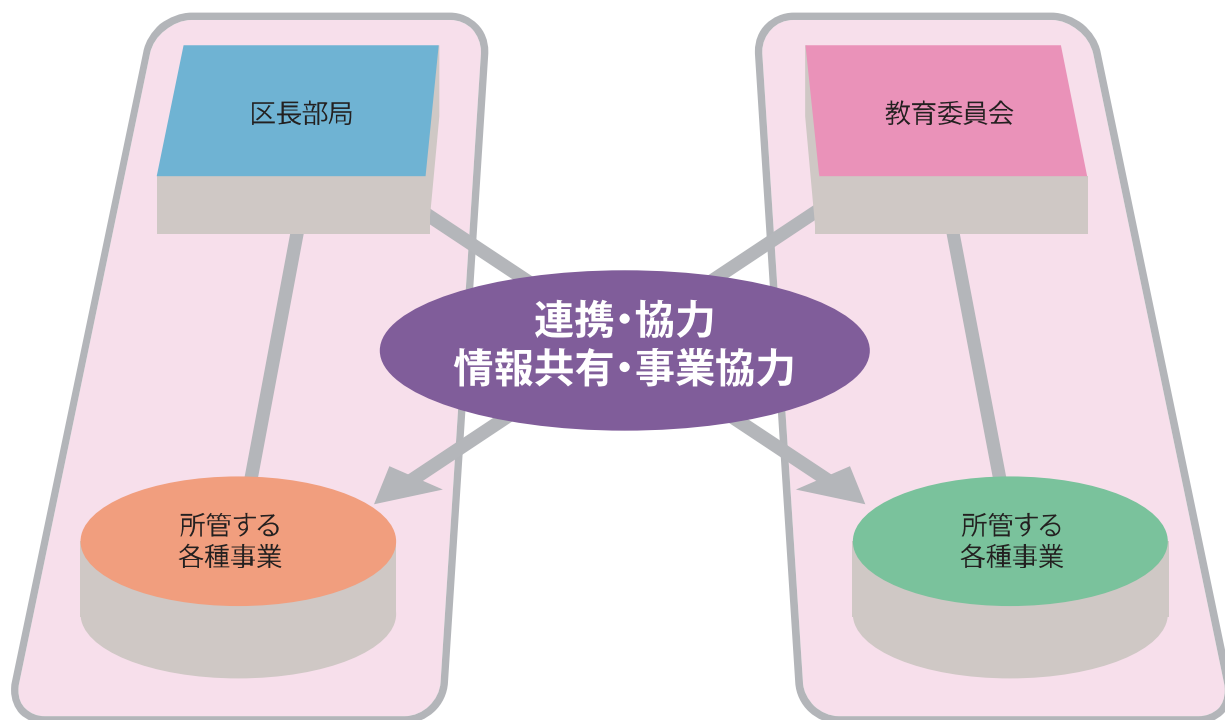
江戸切子の製作体験



4 大綱のさらなる実現に向けて

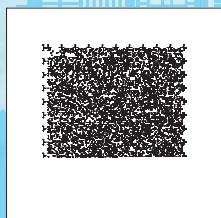
大綱のさらなる実現に向け、区長部局と教育委員会の連携・協力を一層強化することで、より効果的に各施策を推進します。

区長部局と教育委員会との連携





品川区企画部 企画調整課



品川区教育委員会の教育目標および基本方針

令和5年11月14日 教育委員会決定

教 育 目 標

<目的>

品川区教育委員会は、誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向け、子どもたちが持続可能な社会の担い手として、心身ともに健康で知性と感性に富み、人間性豊かに成長し、希望に満ちた未来を自ら切り拓いていけるよう、以下の教育目標を定める。

<目標>

- 豊かな心を育み、人権を尊重するための教育の推進
- 確かな学力の育成
- グローバル社会における人材の育成
- 学校・家庭・地域の連携・協働による教育力の向上
- 生涯学び、活躍できる環境の整備

基 本 方 針

品川区教育委員会は、品川区長期基本計画および『教育目標』を踏まえ、総合的に教育施策を実施する。

1 豊かな心を育み、人権を尊重するための教育の推進

日本国憲法および教育基本法の精神とともに、人権尊重都市品川宣言の考え方を基本に、教育活動全体を通じてあらゆる偏見や差別をなくし、子どもたち一人ひとりが、かけがえのない人間として尊重されるよう、人権教育を推進する。

- (1) 人権尊重の理念を広く定着させ、同和問題をはじめ、子ども、女性、高齢者、障害のある人、外国人、性自認などの人権に関するあらゆる偏見や差別をなくし、人権課題の正しい理解と認識を深められるよう学習機会の充実に努め、差別意識の解消を図る。
- (2) 子どもたちが、他国の文化や人種・民族および宗教の違いを正しく理解・尊重し、国際協力、人道問題・平和問題などに信念をもって対応できる能力を身に付けられるよう、工夫した教育活動を展開する。
- (3) いじめ根絶宣言の考え方を基本に、いじめの未然防止・早期発見・早期解決を図るとともに、非行や不登校など様々な問題に迅速・的確に対応する。また、学級等における良好な人間関係を形成するため、教職員と児童・生徒との信頼関係に基づく一人ひとりの人権感覚の向上に努める。
- (4) 体罰根絶宣言の考え方を基本に、子どもに対する体罰が、いかなる理由があろうと決して許されない人権侵害行為であるという認識の下、子どもの尊厳を重んじ、人間尊重の精神に基づいた教育を推進する。
- (5) 全ての教育活動を通じて、子どもたちが豊かな人間性を育むことができるよう、自ら考え、学び、自他の命の大切さを尊重し、「生きる力」とともに「生き抜く力」を養うことのできる教育環境の整備に努める。

2 確かな学力の育成

子どもたちが、自主・自律の志をもち、自信に満ちた人生を創造できるよう、一貫教育を推進し、基礎的・基本的な知識・技能の習得および思考力・判断力・表現力等の育成、学びに向かう力、人間性等を育むとともに、個性を生かし多様な人々との協働を促す教育の充実を図る。また、義務教育と就学前教育との接続を滑らかにし、成長・発達に応じた基本的な生活習慣の定着を図る。

- (1) 各学校は、義務教育 9 年間を見通した教育目標を定め、9 年間で目指すべき児童・生徒像の達成に向け、一貫教育を推進する。
- (2) 多様で変化の激しい社会に対応できるよう、学習内容・指導方法等を工夫・改善し、子どもたちの基礎的・基本的な知識および技能の定着、向上を図るとともに、問題解決的な学びを重視し、次代を担う人材が身に付けるべき資質と能力の伸長を図る教育を推進する。
- (3) 市民科の実施により、子どもたちが自らの在り方や生き方を探求するとともに、学んだ知識や技術を社会の一員として活かすことのできる資質と能力および意欲を育てる教育活動の充実を図る。
- (4) Society 5.0 時代に生きる子どもたちの未来を見据え、タブレットなどの ICT 環境を活用し、将来の情報社会に対応した情報活用能力を育成するとともに、情報モラルの醸成とネット犯罪・ネット依存症等の予防の意識定着を図る。
- (5) 教育的配慮の必要な子どもたちが、その能力・特性等を最大限に伸ばし成長・発達していけるよう、個々の教育的ニーズに応じた指導・支援体制を構築するなど、9 年間を見通した特別支援教育を推進する。
- (6) 保育園、幼稚園、小学校・義務教育学校(前期課程)の連携・交流を行い就学前の教育と義務教育との滑らかな接続を図るとともに、家庭との連携による成長・発達段階に応じた基本的な生活習慣の定着を図る。

3 グローバル社会における人材の育成

子どもたちの体力や運動能力の向上を図るため、学校における体育、スポーツ活動の充実とともに、運動習慣の定着に向けた取り組みを強化する。また、国際社会に対応した人材を育成するため、日本の伝統・文化理解を基盤とする国際理解教育を一層推進するとともに、区立学校における英語教育をさらに充実させ、子どもたちのコミュニケーション能力等の向上を目指す。

- (1) 子どもたちが、心身ともに健康で、明るく活力ある生活を送るため、学校の教育活動全体を通して、体育の授業や運動会等の充実など、安全で効果的な運動・スポーツ活動を推進し、日常的な運動習慣の形成に努める。
- (2) 子どもたちが自分の体力や運動能力を客観的に把握し、体を動かす喜びや楽しさを体得できるよう、外部人材も活用して体力の向上と健康の増進に努める。

(3) 実践的なコミュニケーション能力を培い、グローバル化に対応できる人材を育成するため、小学校・義務教育学校(前期課程)からの英語教育を充実・発展させるとともに、楽しみながら確実に語学力が身に付く9年間の英語教育を推進する。

(4) 品川区の文化、歴史などの学習や、地域学習、語学研修派遣などを通して、平和を愛し、自国、諸外国の文化を尊重する態度を育成する国際理解教育を推進する。

4 学校・家庭・地域の連携・協働による教育力の向上

子どもたちは、家庭や地域の中で成長することを踏まえ、学校・家庭・地域が、教育の担い手として役割と責任を果たし、子どもたちの発達段階に合わせて相互補完しながら、それぞれの立場で連携を強化し支援する。

(1) 教育基本法の趣旨に基づき、第一義的責任を有する保護者が、生活のための必要な習慣を子どもたちに身に付けさせ、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図ることができるよう家庭教育を支援する。

(2) 品川コミュニティ・スクールとして、保護者、地域住民の参画を得て、地域に開かれ、地域とともにある学校づくりを推進し、特色のある教育活動を展開することのできる学校運営の体制と組織を構築する。

(3) 「まもるっち」「83 運動」「子ども 110 番の家」「いじめ根絶協議会」などの様々な取り組みにおいて、学校・家庭・地域が相互に連携・協力して責任と役割を担い、犯罪・災害時等から子どもたちの安全を確保する活動を区内全域に展開する。

(4) ICT 化の進展に対応し、有害環境から子どもたちを守るため、保護者をはじめとする関係者への啓発活動を通して、学校・家庭・地域における情報モラル教育を推進する。

5 生涯学び、活躍できる環境の整備

子どもたちはもとより、区民が、自己実現を図ることのできる機会を提供するため、伝統・文化の理解、継承、発展とともに、文化財の保護・活用を推進する。また、生涯を通じて読書に親しめるよう図書館環境の充実を図る。

(1) 子どもたちや区民に伝統と文化を尊重する精神を育むとともに、新しい文化の創造に資するために、伝統・文化遺産の継承と文化財の保護・活用に努める。

- (2) 図書館資料の充実、施設環境の整備、また、新たな情報媒体である電子書籍等への対応などにより、地域の情報拠点としての図書館づくりを推進する。
- (3) 「品川区子ども読書活動推進計画」に基づき、「本等を活用して、自ら主体的に思考し、行動する人に育つ」ことを目指し、家庭・地域・学校・図書館における連携を通して、乳幼児期から大学生世代までの読書と情報環境を活かした学びを支援する。
- (4) 学校図書館の機能充実と利用促進を図るため、区立図書館は環境整備に努め、各学校の主体的な学校図書館の運営を支援する。

この目標は、令和6年4月1日から適用する。

品川区の教育

品川教育ルネサンス —For The Next Generation—

品川区では、次代を担う子どもたちのために、これまでの教育改革で培った成果を生かしながら、制度の見直しや施策の再構築を図り、新たな「品川教育」を創生する「品川教育ルネサンス -For The Next Generation-」を進めています。

品川教育 ルネサンスの 3つの柱

1

地域とともにある学校づくり

品川コミュニティ・スクールの実施により、学校の主体性を高め、地域との協働による特色づくりを行う学校体制の構築

2

3校種体制における学校教育の推進

異なる学校種が存在する中で、学校の特色や個々の可能性を高める学校教育の推進

3

9年間の一貫したカリキュラム

これからの時代を生き抜く児童・生徒を育成する9年間の一貫したカリキュラムの実現

令和5年9月
品川区教育委員会

未来を切り拓く力

- 「知・徳・体」をバランスよく
- 困難に負けず生き抜く児童
- 地域に愛着をもち、地域の
- 伝統と文化を尊重すると

新たな価値を創造する力

- 文章や情報を正確に読み解き対話する力
- 科学的に思考・吟味し活用する力
- 価値を見つけ生み出す感性と力
- 好奇心・探求力



タブレット
の活用

品川区立学校 求められる

- 知識及び技能
- 思考力・判断
- 学びに向かう
- 市民として社会

9年間の一貫したカリキュラム
3校種体制における学校教育の推進

地域とともにある学校づくり

品川教育ルネサンス

をもつ児童・生徒

兼ね備えた児童・生徒

・生徒

一員として社会に貢献する児童・生徒
もに国際的な視野をもつ児童・生徒

グローバルに活躍する力

- 英語をツールとして活用する力
- 伝統文化理解と国際感覚
- コミュニケーション能力
- 多様性を受け入れる寛容性

教育要領で 資質・能力

力・表現力
力・人間性
を形成する力

～品川区立学校教育要領～

～小学校・中学校・義務教育学校～

～品川コミュニティ・スクール～

- For The Next Generation -



1

地域とともにある学校づくり

品川コミュニティ・スクール

本区では全ての学校を品川コミュニティ・スクールに指定しています。品川コミュニティ・スクールでは、保護者、地域住民、学識経験者等が学校運営に積極的に参画することで、学校と地域住民が一体となって、継続性を保ちながら、教育活動の改善や児童・生徒の健全育成に取り組んでいます。

また、地域全体で学校教育を支援することで、学校の教育活動の充実を目指すとともに、地域の人材の有効活用や地域の教育力の活性化を図っています。

■ 設置する2つの組織

学校運営に参画する「**校区教育協働委員会**」と学校支援を直接行う「**学校支援地域本部**」の2つの組織を同時に設置します。また、それぞれの組織の運営に関わり、学校と地域をつなぐ、**学校地域コーディネーター**を各学校に配置します。



学校地域コーディネーターは、各学校で行われている教育活動を一層充実させるために、学校支援のコーディネートを行う区の会計年度任用職員です。学校が必要としている支援について把握し、それに応じて、組織化した学校支援ボランティアの中から、適切なボランティアを派遣するための連絡・調整を行います。また、企業・NPO・大学等からの学校支援のコーディネートも行います。

さらに、地域の行事や地域での教育活動などについて、地域の要望を学校に伝えるなどの調整をします。

期待される効果

- ① 組織的・継続的な体制の構築 = 持続可能性
- ② 当事者意識・役割分担 = 社会総掛かり
- ③ 目標・ビジョンを共有した「協働」活動

4つの魅力

子どもに ための魅力

- 子どもたちの学びや体験活動が充実します。
- 自己肯定感や他人を思いやる心が育ちます。
- 地域の担い手としての自覚が高まります。
- 防犯・防災等の対策によって安心・安全な生活ができます。

教職員に ための魅力

- 地域の人々の理解と協力を得た学校運営が実現します。
- 地域人材を活用した教育活動が充実します。
- 地域の協力により子どもと向き合う時間が確保できます。

保護者に ための魅力

- 学校や地域に対する理解が深まります。
- 地域の中で子どもたちが育てられているという安心感があります。
- 保護者同士や地域の人々との人間関係が構築できます。

地域の人々に ための魅力

- 経験を生かすことで生きがいや、やりがいにつながります。
- 学校が社会的つながり、地域のよりどころとなります。
- 学校を中心とした地域ネットワークが形成されます。
- 地域の防犯・防災体制等が構築できます。

品川地域未来塾

放課後や夏休みなどの長期休業期間中を利用して行う学習教室を全校で実施しています。

補習や定期考査対策、英検合格講座など、地域の方や大学生等が講師となり子どもたちの学習指導を行っています。



2

3校種体制における学校教育の推進

小学校・中学校・義務教育学校

平成27年の学校教育法の一部改正に伴い、平成18年度から順次設置してきた施設一体型小中一貫校6校を平成28年度に「義務教育学校」として位置付けました。

現在、小学校、中学校、義務教育学校の3つの校種を設置しています。

品川区が設置している3つの校種



小学校

1～6年生が在籍します。区内に31校の区立小学校があります。



中学校

7～9年生が在籍します。区内に9校の区立中学校があります。



義務教育学校

1～9年生が在籍します。第1学年～第6学年を前期課程、第7学年～第9学年を後期課程と言います。区内に6校の区立義務教育学校があります。

一貫教育の連携グループの設定

義務教育9年間の一貫教育における「連携グループ」を中学校・義務教育学校(後期課程)ごとに設定しました。「連携グループ」は1つの中学校・義務教育学校(後期課程)と、通学区域を共有する1～3校の小学校・義務教育学校(前期課程)とで構成しています。



3

9年間の一貫したカリキュラム

品川区立学校教育要領

義務教育9年間を通して、より充実した学びを得られるよう、各教科の系統性を明確に示した、「品川区立学校教育要領」を作成しています。また、1年生からの「英語科」や、「市民科」など、品川独自のカリキュラムを定めています。

品川教育の方向性を踏まえた重点

「品川区立学校教育要領」では、重点として次の4点を示しています。

「知・徳・体」を
バランスよく
兼ね備えること

困難に負けず
生き抜く力を
もつこと

地域に愛着をもち、
地域の一員として
社会に貢献すること

伝統と文化を
尊重するとともに
国際的な視野をもつこと



次代を力強く生きる児童・生徒の育成

品川独自のカリキュラム

英語科

→ p.7—8

市民科

→ p.9—10

品川教育の取組

各教科のカリキュラムに一貫性をもたせるだけでなく、今日的な教育課題への取組の充実を図るとともに、その成果を検証する学力定着度調査や児童・生徒、保護者アンケート、品川区固有教員の任用などの取組も行っています。

しながわ 学校2020レガシー → p.11

SHINAGAWA アクティブライフプロジェクト(体力向上) → p.12

充実したICT環境 → p.13—14

特別支援教育 → p.15—16

いじめ防止対策 → p.17

不登校対策 → p.18

児童・生徒、保護者アンケート

児童・生徒対象に学校や家での勉強の様子や生活についてのアンケート調査を行うことで集団の状況を把握し、教育活動の改善に役立てています。

また、保護者対象に、家庭での様子、学校や品川区の教育施策に関するアンケートを行い、品川教育のより一層の充実を図っています。

品川区固有教員の任用

他地区に異動することなく、将来にわたり品川の教育の中核を担う人材を確保・育成することを目的として、平成21年度から区独自に教員を任用しています。

区固有教員は、本区の一貫教育や「市民科」の推進、学校と地域・保護者との信頼関係の向上に力を発揮しています。

学力定着度調査の実施

2年生以上の各学年では、毎年4月に前年度までに学んだ内容の定着度を測る調査を実施しています。各学校では一人一人の経年変化を追うことにより、個々の学力の伸びや課題を把握するとともに、授業改善に役立てています。

品川教育の実践

品川英語力向上推進プラン

品川区では、平成18年度より1年生から6年生を対象に「英語科」を実施するとともに、独自のカリキュラムに基づいた9年間の系統的な英語教育を展開しています。

1・2年生

学級担任とALTによる授業（年間35時間）

学級担任がALT（外国語指導助手）と協力して授業を行っています。児童はALTの話すネイティブの英語を聞くことで、英語の音声に慣れ親んでいきます。



3～6年生

学級担任とJTEによる授業



（3・4年生：年間35時間）

（5・6年生：年間70時間）

学級担任とJTE（英語専科指導員）がチームティーチングで授業を行っています。児童は文部科学省作成教材や教科書を使用して学ぶとともに、系統的なリタラシー学習や物語を題材にした学習に取り組んでいます。

ジュニア・イングリッシュキャンプ（4年生）

4年生までの「英語に親しむ」学習のまとめと5年生以降の「英語を使う」学習への意識付けを目指して、ジュニア・イングリッシュキャンプを行っています。

各学校は、会場として自校または「TOKYO GLOBAL GATEWAY BLUE OCEAN」を選ぶことができます。どちらの会場においても、すべて英語による体験活動を行います。



7～9年生

教科担任とALTによる授業

全ての学校で、教科担任がオールイングリッシュを基本とする少人数指導を実施しています。また、年間10時間、ALT（外国語指導助手）による授業を行うことで、ネイティブスピーカーとのコミュニケーションを図ります。

品川オンラインレッスン



インターネットを使って、海外の講師からマンツーマンの指導を受けます。授業で身に付けた英語を活用する学習です。

（8年生：25分×年間8回実施）
（9年生：25分×年間4回実施）

スコア型4技能検定の実施

9年間の英語学習の成果を総合的に判断するため、9年生で4技能（聞く・読む・話す・書く）の測定を実施します。なお、「話す」については、採点の誤差が出ないように、タブレット端末を使って行います。

希望生徒を対象とした取組

品川区グローバル人材育成塾



7年生以上の希望者を対象に、放課後、ネイティブスピーカーによる少人数の英会話レッスンを行っています。コミュニケーション重視の授業です。
（9月に開講し、翌年7月まで年間25回実施）

イングリッシュキャンプ



品川区グローバル人材育成塾で学んだ英語力を生かし、福島県のブリティッシュヒルズで英語漬けの2泊3日を過ごします。このキャンプでは、テーブルマナーや建築様式など英国の文化にも触れることができます。

品川教育の実践

市民科

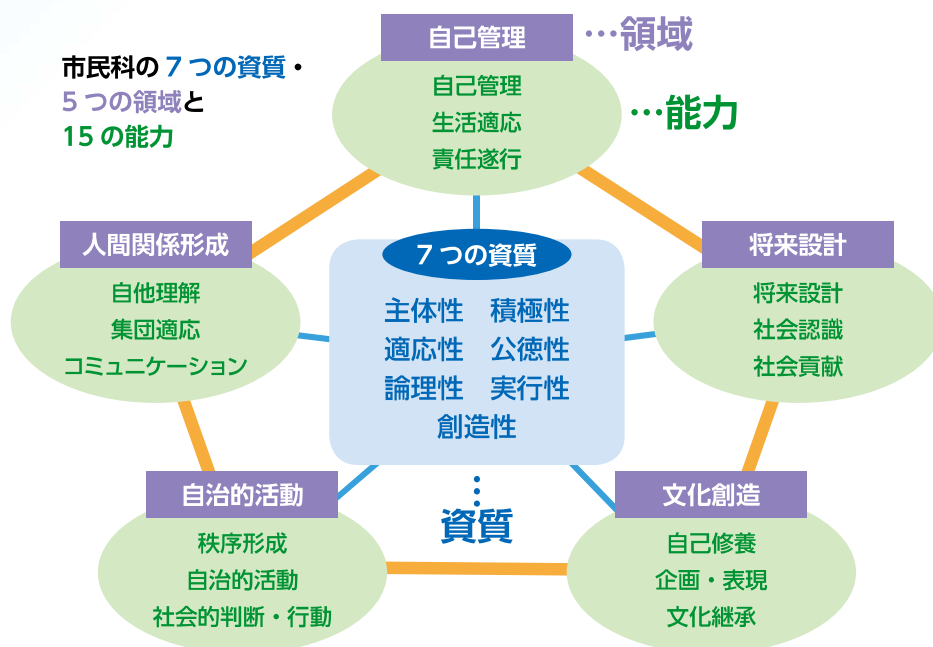
市民科は、特別の教科 道徳、特別活動、総合的な学習の時間を統合・再構築した品川区の独自教科です。

平成18年度より、義務教育9年間を通した系統的な指導で、市民（社会の形成者）としての資質と能力を育てています。

また、令和2年度からは、各中学校区で目指す児童・生徒の育成をねらいとした「一貫プラン」を3年生から9年生で実施しています。

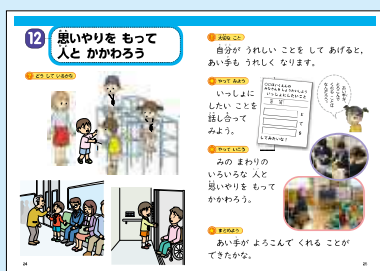
【市民科における資質と能力の考え方】

市民科では、市民として必要な汎用的な「能力」を身に付け、潜在的な可能性としての「資質」を高めます。



市民科学習の時間には、区で作成した市民科の教科書を使用して学習を進めます。単元の中での学習のステップを示し、上記で示した領域ごとの資質と能力を段階を追って身に付けていきます。

（平成30年度からは「特別の教科 道徳」の教科書も併せて活用しています。）



市民科の教科書
1・2年生用 3・4年生用 5～7年生用 8・9年生用

市民科学習は、5つのステップに沿って進めます。

ステップ 1 把握	課題発見・把握 課題に関わる意識調査や話し合う活動を通して、自己の生活と行動を振り返り、解決すべき問題点や社会的背景を把握する。
ステップ 2 認識	知識／価値／心情 交流・協議しながら、多面的・多角的に各自の判断基準を捉え直すとともに、心情を深め、解決するための行為・行動の意義や価値について認識する。
ステップ 3 習得	スキルトレーニング／体験的活動 体験的な学習を通して、認識した価値を実践につなげる態度を養うとともに、課題解決に向けた具体的な対処方法、技能を習得する。
ステップ 4 実践	日常実践／活用 ステップ3までに学習した正しい知識や習得した技能を、学校・家庭・地域で実践・活用する。授業時数には含まない。
ステップ 5 深化	評価／深化 ステップ4での実践を振り返り、単元を通じた自己の内面や行為・行動の変容について評価するとともに、社会的存在としての生き方について考えを深める。

- この5つのステップを通して、児童・生徒は自ら課題を捉え、解決する力を身に付けるとともに、変化の激しい社会にも対応できる資質と能力を育んでいきます。

市民科学習の特色ある体験活動



茶道
(3年生・4年生)



スチューデント・シティ
(5年生)



ファイナンス・パーク
(8年生)

- 注) 7つの資質と15の能力、5つのステップは、「品川区立学校教育要領」に基づきます。
 注) 令和5年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、スチューデント・シティは第5・6学年で実施しています。

品川教育の実践

しながわ 学校2020レガシー

学校2020レガシーの推進

これまでに5つの資質の育成と関連付けて発展してきた活動や本教育を契機に新たに始めた活動の中から、東京2020大会以降も継続していく活動を「学校2020レガシー」としています。

品川区では、各学校・幼稚園の特色を生かし、家庭や地域社会等との連携を図りながら、大会以降も持続可能な教育活動となるよう、「学校2020レガシー」を推進しています。



ブラインドサッカー体験教室

令和元年度から、区立学校8年生を対象に、東京2020大会本区応援競技の「ブラインドサッカー」の体験教室を行っています。

体験後も経験を通して、障害者理解を促進し、思いやりの心を育てています。



しながわ学校2020レガシー

各学校・幼稚園では、これまでオリンピック・パラリンピック教育の中で実施してきた、大使館との交流や競技体験教室などの取組を、東京2020大会後も、「しながわ学校2020レガシー」として継続していきます。各学校の特色ある取組を通して、世界の多様性に目を向け、様々な価値観を尊重する態度や運動やスポーツに親しむ態度を養うとともに、思いやりやおもてなしの心を育てていきます。



品川教育の実践

体力向上

品川区では、児童・生徒が運動の楽しさを味わい、様々な動きを身に付けながら、体力を向上させることをねらいとし、「SHINAGAWAアクティブライフプロジェクト」を行っています。東京都の調査において、児童・生徒の体力合計点が23区内で上位となるなど、少しずつ成果が表れています。

スポーツトライアル

友達との「競争」や「達成」を視点に、休み時間や放課後、体育の授業など、いつでも、どこでも、手軽に行える運動を共通種目として設定し、全校でポスターの掲示をしています。学校ごとに、集中して取り組む運動内容や期間を設定したり、児童会・生徒会が主体となって企画したりして、工夫して取り組んでいます。



テクニカルアドバイザー

体育・保健体育科の授業の中で、一人一人が運動への意欲や技能を高めることができるよう、学級数や学年に応じて、全校にテクニカルアドバイザーを派遣しています。適切な運動量や場の確保、個に応じた指導とともに、専門性の高い技術指導によって、授業の質が高まることを目指しています。



ワンミニッツエクササイズ

学校だけでなく、家庭でも運動することをねらいとして、1分間程度で行うことができる簡単な運動事例集「ワンミニッツエクササイズ」リーフレットを配布し、運動習慣の確立を目指しています。学校によっては、校長先生が年間を通して継続して取り組んだ子を表彰したり、運動内容を組み合わせて児童・生徒同士で紹介し合ったりするなど、工夫して取り組んでいます。



品川教育の実践

ICTの活用

品川区立学校に通う全ての児童・生徒に、1人1台ずつタブレット端末を貸与しています。また、全校の全ての教室には書画カメラ、電子黒板機能付き超短焦点プロジェクタ、教師用PC、教師用デジタル教科書などのICT環境が整っています。

学習環境のICT化に伴い、授業スタイルも新しいものへと変わっていきます。ICTの活用を通して、児童・生徒の学習に対する興味を高め、理解を深めることで、学力向上へとつなげていきます。



児童・生徒のコンピュータの操作技能や情報活用能力の向上とともに、一人一人に合った学び、児童・生徒が協働的に学ぶ授業スタイルの実現を図ります。

学習支援アプリを使って、協力して発表資料を作成する。



タブレット端末の仕様

- ・ iPad
- ・ 耐衝撃カバー付きのキーボード
- ・ LTEモデル（インターネット環境が無くても利用できる、スマートフォンと同じ通信規格）
- ・ 学習支援アプリやオンライン会議システムアプリ等をインストール



学習のまとめとしてカードを整理している



体育の授業で動画を撮って確認し合っている



コミュニケーションロボットを使って
プログラミング学習を行っている



休校時のオンラインによる授業の様子

活用推進に向けた教員研修等の取組

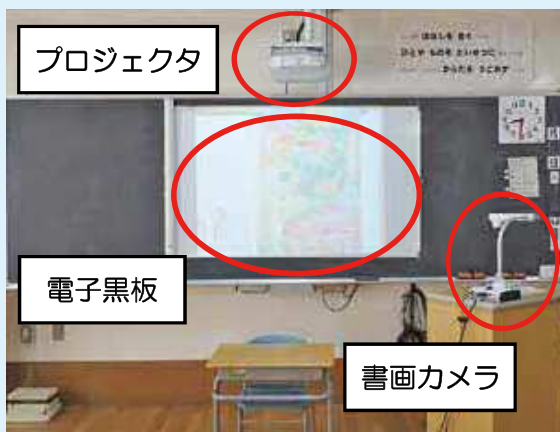
ICT機器の操作方法や、授業での有効的な活用法等について、区や各学校で教員研修会を行っています。

また、操作や活用方法だけでなく、情報モラルやプログラミングに関する研修も行い、ICT全般について理解を深めるようにしています。



区によるICT関連研修会の様子

各教室への導入機器



全教室に配備した教師用PCには教師用のデジタル教科書が入っている。

品川教育の実践

特別支援教育

品川区では、児童・生徒一人一人のもてる力を高め、自立や社会参加を目指した教育的支援を行うため、教育総合支援センターが中心となり、外部機関等と連携しながら特別支援教育の充実を図っています。

特別支援教育とは

- ◆障害の状態に応じて、本人の可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加に必要な力を培うため、一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導および支援を行うことです。
- ◆通常の学級に在籍している発達の偏りによる学習上の困難さのある児童・生徒を含めて、全ての学校・学級において実施されます。

特別支援教室

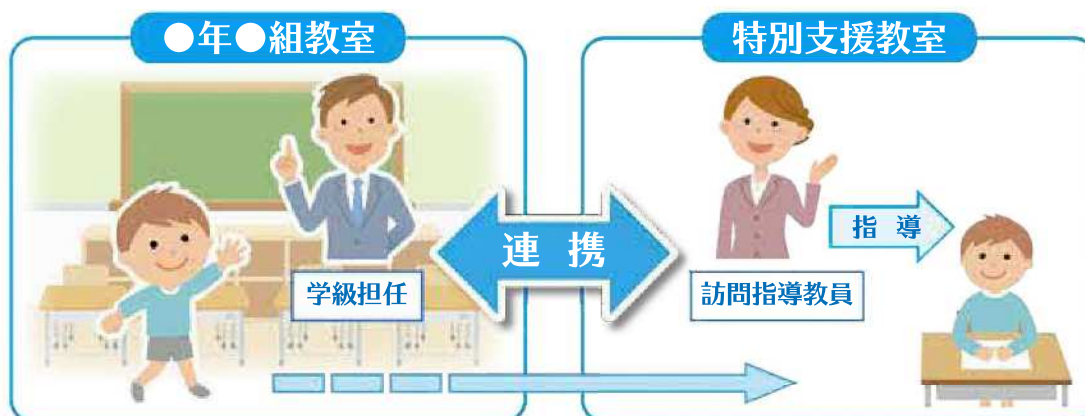
品川区立学校全校に設置しています。

支援を必要とする児童・生徒の在籍校に特別支援教室の拠点校から教員が訪問して指導をしています。通常の学級に在籍する知的発達に遅れのない発達障害（自閉症、情緒障害、学習障害、注意欠陥多動性障害）のある児童・生徒が対象です。原則の指導期間については1年となっています。

コミュニケーション、読み書き、運動などのスキルを身に付けられるよう、指導を行います。

小学校・中学校・義務教育学校

対象の児童・生徒は、週に1日程度、決まった時間に特別支援教室に移動し、訪問指導の先生から個別や小集団での指導を受けます。



特別支援学級

知的障害、自閉症・情緒障害、病弱の各種別に対応したそれぞれの特別支援学級では、少人数によるきめ細かな指導を実施します。また、難聴、言語障害に対応した通級指導学級（週1日程度利用）では、児童・生徒の発達や障害の状態に応じ、専門性の高い指導を行っています。

知的障害特別支援学級設置校				
第一日野小学校	浜川小学校	中延小学校	浅間台小学校	上神明小学校
日野学園	伊藤学園	八潮学園	荏原平塚学園	品川学園
豊葉の杜学園	荏原第五中学校			
病弱特別支援学級設置校		言語障害通級指導学級設置校		
清水台小学校（昭和大学病院内）		戸越小学校 台場小学校		
自閉症・情緒障害特別支援学級設置校		難聴通級指導学級設置校		
大崎中学校 浜川中学校 宮前小学校（令和6年度開級）		台場小学校（令和7年度末まで） 豊葉の杜学園（7～9年生 ※令和6年度から1～6年生開級）		

品川区立学校における特別支援教育・支援体制

就学・転学相談の充実

専門家の意見も十分に踏まえ、一人一人の教育的ニーズに可能な限り対応できるよう、適切な学びの場を決定
医療的ケアが必要な場合に、看護師を配置（注）

教職員への研修の実施

障害への理解と障害種別による適切な対応について、専門的指導力の育成・向上に向けた各種研修を実施

特別支援学校との連携（副籍交流）

都立特別支援学校に通っている児童・生徒（小・中学部）が居住する地域の区立学校において、個々に合わせた交流を中心に推進

巡回相談員による支援

特別な教育的ニーズのある児童・生徒の実態について観察し、学校やスクールカウンセラーと情報を共有するとともに、教員へ必要な支援・助言を提供

専門家による訪問相談

臨床心理士、作業療法士等の専門家が学校に出向き、児童・生徒の学校生活の様子から学校の教育環境や指導に対して必要な指導・助言を提供

特別支援教育コーディネーター

児童・生徒への適切な支援を検討するための校内委員会を活性化し、校内でリーダーシップを発揮しながら、保護者の相談や関係諸機関と連携・調整を実施

学習支援員・介助員・発達障害教育支援員

個別の教育的ニーズのある児童・生徒に対し、教育的支援を実施

（注）医療的ケアが必要な児童・生徒の入学については、主に就学相談を通し本人の健康状態、ケアの種類、方法等を保護者、主治医、入学する学校と相談しながら必要な看護師の配置を行っています。

品川教育の実践

いじめ防止対策

品川区では、いじめの未然防止、早期発見・早期解決に向けて、以下のような取組を行っています。

地域・保護者等による支援体制の構築

品川区では、「いじめ根絶宣言」の実現に向け、平成 28 年 3 月に「品川区いじめ防止対策推進条例」を制定しました。本条例に基づき、「品川区いじめ根絶協議会」および「品川区いじめ対策委員会」を毎年、定期的に開催しています。

いじめ根絶宣言

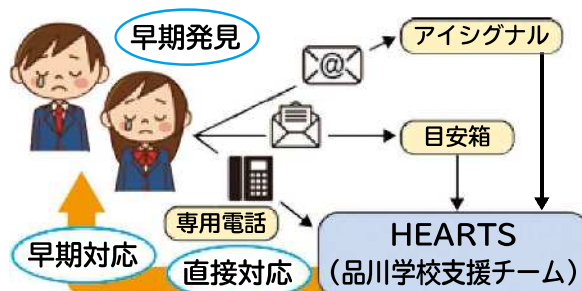
いじめは、重大な人権侵害であり、決して許されません。
いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こり得ます。
学校教育に携わる私たち関係者と児童・生徒、各家庭、地域の方々、関係機関等、それぞれが協力して、いじめの未然防止・早期発見・早期解決を図り、地域社会が一体となって、以下のようにいじめ根絶に取り組むことを誓います。

- いじめは、どんな理由があっても決してしてはならない。
- いじめは、どんな状況にあっても見すごしてはならない。
- 全ての区民参加で、いじめは絶対に許さない社会をつくりあげる。

平成二十五年九月二十四日
品川区教育委員会

子どもたちへの支援

品川学校支援チーム HEARTS（教育心理相談員、社会福祉士、警察 OB 等で構成されるチーム）による支援を行うことで、いじめをはじめとする、不登校等、学校だけでは解決が困難なケースに対して、早期解決を図っています。



学校での取組

いじめ実態調査報告書（毎月）

品川教育の日（年 3 回）

児童・生徒会役員懇談会

生活アンケート（年 3 回）

いじめ防止プログラム

いじめ防止推進デー（土曜授業日）

学級診断アセスメント（全校 4・5・7 年生）

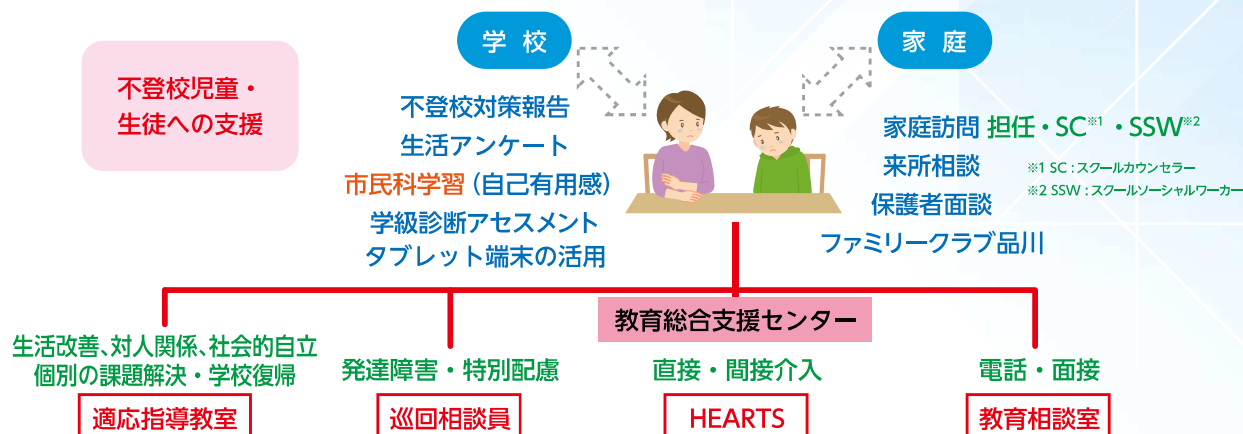
各校でデザインしたいじめ防止バッジ



品川教育の実践

不登校対策

教育総合支援センターでは、不登校に関する相談窓口として、教育相談室、学校支援チーム（HEARTS）、巡回相談員、適応指導教室等幅広く相談に応じています。



適応指導教室

適応指導教室では、様々な理由により不登校の状況にある子どもたちに対して、学校への復帰を含め社会的に自立できるよう支援を行っています。

マイスクール八潮

生活改善・対人関係、社会的自立

- ・集団活動を中心
- ・3～9年生
- ・週5日／9時～15時
- ・定数30名程度

〈スタッフ〉

- ・教室長
- ・指導員
- ・心理相談員



区立学校に在籍する不登校児童・生徒を対象に学校以外の支援の場として、平成9年に開設しました。子ども一人一人が1日の活動の目標（マイプラン）を立て、体育や音楽を中心とした教科学習、校外学習や菜園活動等の体験活動、子ども同士や指導員、地域等と関わる交流活動など様々な活動に取り組んでいます。

マイスクール五反田&浜川

個別の課題解決・社会的自立

- ・個別学習を基本
- ・5～9年生（五反田）、7～9年生（浜川）
- ・週1～5日（五反田）、週1～4日（浜川）
／9時～12時／13時45分～15時45分
- ・定員1日10名程度

〈スタッフ〉

- ・教室長
- ・指導員
- ・心理相談員



学校不適応の初期段階（登校しぶり、欠席しがち、保健室登校等の状態）にある生徒に対し、国語、社会、数学、理科、英語についての自学自習や、集団生活に必要なソーシャルスキルトレーニング等を行う場を提供しています。平成28年に五反田、平成30年に浜川が開設しました。起立性調節障害等の生徒を対象に、午後の部も実施しています。



● 問合せ先

品川区教育委員会事務局 〒 140-8715 品川区広町 2-1-36

指 導 課

Tel. 03 (5742) 6595
Fax. 03 (5742) 6892

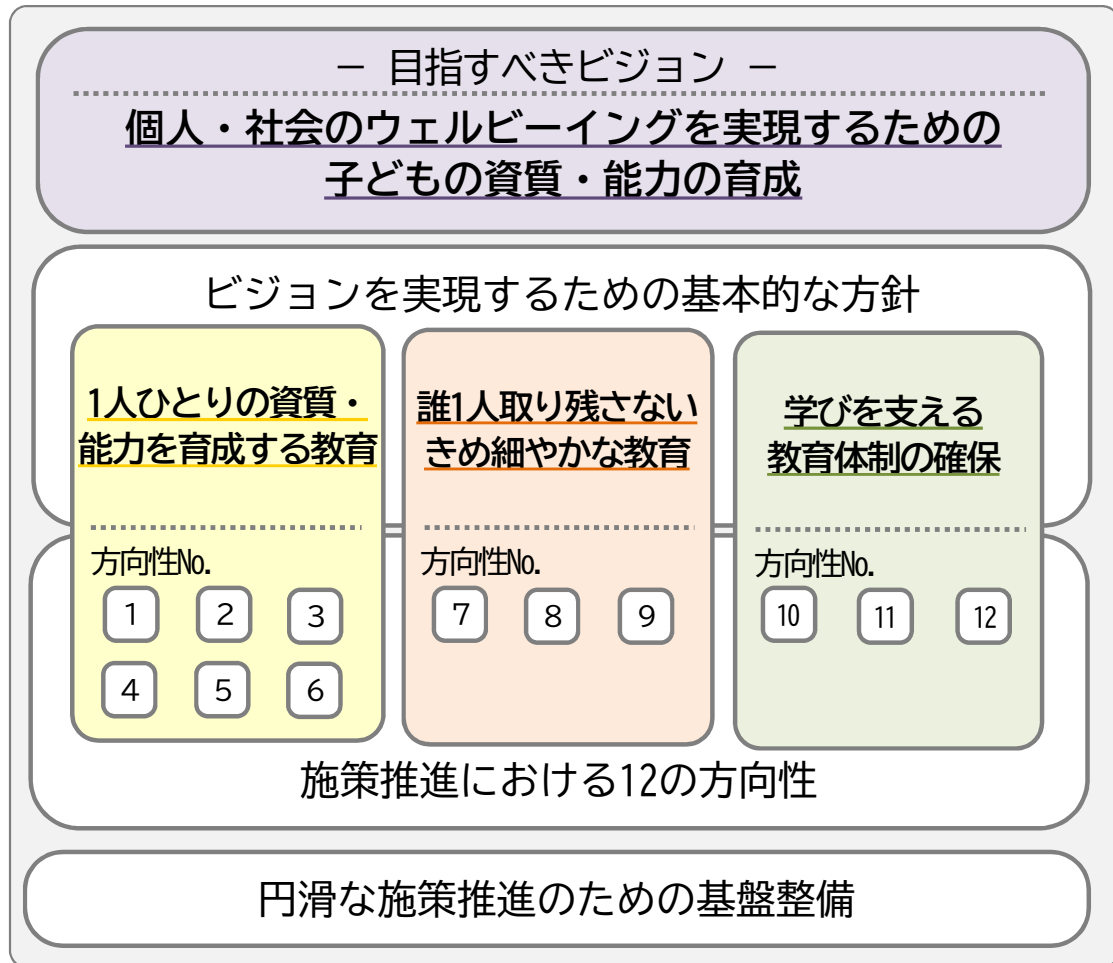
教育総合支援センター

Tel. 03 (3490) 2000
Fax. 03 (3490) 2007

● 各学校のホームページ

<http://www.city.shinagawa.tokyo.jp/hp/menu000007700/hpg000007633.htm>

品川区教育振興基本計画 施策体系（案）



No.	施策推進における12の方向性
1	幅広い知識・専門的能力の育成
2	確かな学力の育成
3	豊かな心・健やかな身体の育成
4	主体的に社会の形成に参画する態度の育成・規範意識の醸成
5	グローバル・イノベーションを担う人材育成、職業実践力の育成
6	学校・家庭・地域の連携・協働による教育
7	ダイバーシティ＆インクルージョンに根差した教育
8	社会・経済状況によらない教育の実現
9	充実した生涯学習・社会教育の機会の確保
10	教職員のサポート・指導体制の確保
11	教育DXに向けたICT環境の整備
12	安心・安全な教育環境の整備
基	円滑な施策推進のための基盤整備